

近代の郷土

## 新時代の動き・明治時代

大区小区制 明治四（一八七二）年七月一四日藩を廃し新しく秋田県をおいた。現在の「秋田県の記念日」は、この

日を太陽曆に換算して八月二十九日として定めてある。このときの秋田県は、旧藩を県としただけであった。一月二日に亀田・矢島・岩崎・本荘・江刺（鹿角郡）の各県を併せて現在の秋田県となっている。ようやく明治新政府の力が育ち、土地・人民をまとめあげ地方行政のしくみを整え、威令は全国に行なわれるようになった。いずれにしる、廃藩置県によってわが国は近代的な国家形態をとるに至ったと言える。

四年二月二十六日、侍従島義勇むらたけが秋田県権令に任命されたが、彼はようやく翌年二月二十六日に着県した。秋田県庁が現千秋公園の旧久保田城内に開庁したのは、さらに次の月の三月一三日であった。しかも七月二〇日には宮内大丞杉孫七郎が県令として発令されている。県令の人事を見ても、地方行政組織はその発足において中央・地方ともかなりの混乱があったとかがわかる。

島義勇は着任すると、「八郎潟掘割修築」によって日本海側の良港とする旨の計画を発表し、四月二十八日には八郎潟開発のための県民の寄付勧誘を告諭している。八郎潟開発の第一号であり、島県権令はその意味では先覚者である。

県の下に行政単位として大区・小区をおくことになる。明治の新政は旧来の村をその行政単位とはしなかったのである。四年八月二七日、秋田藩六郡の肝煎の中から戸長・副戸長を命じて九大区一一六小区を組織。さらに五年三月には、新しい県の八郡に二〇大区一〇四小区に改めている。四月一〇日には町村の肝煎・長百姓を廃止し、村には里正、町には里長をおいている。明治維新と呼ばれる激しい体制の変化の中で、土族がかつての地位を失ってしまったのに対して、農村・農民は新しい体制へ再編成されていく。大区小区制は、新しい農村の秩序体制の最初の着手であった。それまで

の村の数が一一五一であるから、小区は村ではない。親郷制から見ても、親郷は六〇余であるから小区はそれでもない。また、大区は郡でもない。

つまり、大区小区制は従来の村を全く無視して、機械的とも言えるやり方で行政単位を決定したものらしい。最後には大区に官選区長、小区には肝煎の中から戸長が任命されている。

四年八月 県内を九大区一一六小区に編制。特別に区長をおかず、小区にそれぞれ今までの肝煎、親郷肝煎から戸長・副戸長を任命している。現南秋田郡は第三大区となり四つの小区に分けられた。

五年三月 府県統廃合で新秋田県が生まれた結果、県内を二〇大区一〇四小区とする。土崎以北の南秋田郡は第四大区で四つの小区、男鹿半島は第三大区で四つの小区に分けられている。

第四大区第二小区 馬場目村・馬川村・上井河村・下井河村

同 第三小区 大川村・面潟村・一日市村

同 第四小区 五十目村・富津内村・内川村

六年三月 大区小区編制替、七大区四八小区に分ける。大区に区長、小区に副区長又は戸長において行政事務に専従させると共に、小区内各町村には伍長総代をおいた。秋田町・南秋田郡・河辺郡は第一大区で一一の小区に分けられ、一一年の区制廃止まで続く

第一大区第一〇小区 大川村・上樋口村など馬場目川下流南岸部は、上井河村・下井河村など同じ小区に編制される。

同 第一一小区 五十目村・久保村・高崎村・館越村・中津又村・富田村・下山内村・浅見内村・小倉村・湯ノ

又村・黒土村・馬場目村・浦横町村・野田村・真坂村・浦大町村・夜叉袋村・小池村・川崎村・一日市村

大区の役所は秋田町に、小区扱所は五十目村新町におかれた。



壬申戸籍簿（明治5年、五十目村）

これを見ると第四大区第二・三・四小区は、現在（平成一六年一〇月）進められている町村合併の地域と同じであり、六年の制度での第一大区の第一〇・二一小区が町村合併の区域と重なる。

大区小区制の目的は、地方行政というより、新しい戸籍を編成することであった。四年四月に宗門人別調、寺請制度を廃止し、次の五月に戸籍編成法を布告しているが、この「当県戸籍大小区分例」を進めるのが急務であった。四年は辛未の年に当るので、一般にこの戸籍を「辛未戸籍」と呼んでいる。元本になったのは、それまでの宗門改帳等で、まず「一番下書」というのを作る。住所・家族氏名・年齢・生年月日・氏神・田地・畑地・山林・職業・兼業・家屋・牛馬鶏の数・扶持米給金の有無・山役・川役・野役など三〇項目にわたって記録されていて、これをもとにして戸籍を作製するのであったが、ほとんど完成されずに終わったらしい。

辛未戸籍は未完成に終わったが、次の五年壬申の年にいわゆる「壬申戸籍」が完成した。戸籍とはいっても、同時に国勢調査のようなものであったことがはっきりしてくるし、区制はまずそれを推進するための組織であった。大区小区の発足は、戸籍法施行と同時に戸籍の調整を主目的としたものであったが、次に行政と税収納のためのしくみとして働くようになっていった。そのために、五年二月、六月二日の区制改正、さらに七年三月に区長・戸長が準官吏となることによって、行政組織としての性格と機能を強化していった。村の生活共同体的な従来の機能は、そのために薄れた。この間にあって、六年には村むらに標柱を建てさせた。高さ地上一〇尺の柱には、村名・戸数・男女別人口・耕作反別等が書かれていた。また、各戸に戸籍整備のための番号札がつけられた。こ

の後しばらく「何村何番屋布（敷）」と氏名の前に書類では書かなければならなくなった。いずれも、戸籍編制のための調査に便利なようにという措置であった。

大区の区長は旧藩臣中から相当の地位にあった者が任命されている。七年六月任命の一大区区長は信太意舒、一小区では渡辺綱松が五年二月以来副区長となっている。小区の区長は副区長を兼務するものと、戸長と二つある。その発令者が秋田県戸籍係となっていて、戸籍作製が主目的であったと分かる。

しかし、戸籍作製作業は国勢調査を兼ねていたが、それはまた新しい検地であることは「一番下書」に見られるところである。したがって、直ちにそれは租税の決定とその徴収に結びついていったし、後の「地租改正」の重要な資料となった。区制が租税徴収のためのしくみでもあったことは、六年の区再編制に当たっての理由に税徴収の成績の上からないことを挙げ、中央政府の許可を大蔵省を通じてもらっている点でもうなずかれる。

末端の行政組織としての小区は、県の示した事務概目によって行政事務を行なった。各村を代表する伍長総代（総代）が区会の議員を兼ねながら、区の行政に協力するしくみになっている。総代ははじめ村の伍長の互選によって決めたのだが、後には県が任命するようになった。副区長・戸長・副戸長の給料が県支給であるばかりでなく、総代・伍長の給料も官給となった。

明治八（一八七五）年の一カ月の給料は戸長一五円、総代一二元、伍長一円二五銭。これを見ると、地方の行政が全くの官治であり、村の役職員さえも明治政府の末端官吏とされてしまうのである。また区制を見ても、しばしば改められていて、その朝令暮改ぶりに地方の官民は大いに悩まされたのである。

八年には区長仮会議が開かれたが、本県における県会の初めとあってよい。これを母体に、一〇（一八七七）年には県区町村会の規定ができ、県政一般について衆議することになり、一二月には正式に県会が招集されている。

一〇年の一〇月に、県は「区町村総代人選挙規定」を公布、これには選挙権・被選挙権に難しい制限が付されている

が、この規定によって町村会は翌年一月、区会は三月に開会されることになった。

一一（一七八八）年一二月に、七月二二日の郡区町村編制法の制定によって、郡制が施行され、秋田郡が南・北両秋田郡となり五城目すぐ東の峠の辺りが郡境になって、現在に続いている。各郡に郡役所が設けられ、郡長がおかれている。南秋田郡役所は土崎港町におかれた。

組合		組合	
百卅九戸	首部役場	大川村	五十五
百廿一	今戸村	黒土村	二十七
五十一	上樋口村	湯ノ又村	七十六
三十	下樋口村	下山内村と改称十三年十月	八十七
十七	石崎村	小倉村	二十五
四十九	西野村	久保村	二十九
三十二	谷地中村	組合	二十九
組合		二百五十九戸	首部役場
六百九十一戸	首部役場	五十目村	三十二
三百二	馬場目村	野田村	三十二
百六十五	中津又村	小池村	七十九
百十五	浅見内村	川崎村	三十八
二十二	館越村	浦大町村	八十七
六十一	高崎村	浦横町村	二十二
		十三年十一月 両村合併して 浦横町村と改称	六
		白水沢村	合二十八
		真坂村	七十八

百十六

夜叉袋村

戸長は村の行政事務を戸長役場で行なうが、はじめは県庁文書「役場区画沿革」によると一三三七あり、一二年の改正で「一町村二戸長一員ヲ置カシメ、或ハ人民ノ請願ニ依リ数町村ヲ合セテ一員ヲ置キ十二年七月一日ヨリ施行」したところ戸長役場は一〇〇カ所となったが、それでも不経済で負担が大きいため一四年に四一〇カ所とし、さらに一七年六月には二四五役場としたという。ここに挙げたのは、その組合首部役場で「首部並組合町村簿」と「管内役場位置記」から関係分の一部をとったものである。一七年の「戸長人名簿」から関係分を紹介しておく。

大川村・今戸村・下樋口村・谷地中村・西野村・石崎村・上樋口村	19・12石川長一	掲示場	大川村字東屋敷九十三番地
一日市村・川崎村・小池村・野田村	17・7小野藤八	18・3小野藤治	19・4赤須通英
真坂村・浦横町村・浦大町村・夜叉袋村	17・7佐藤三右衛門	20・8佐藤四兵衛	21・4工藤撰治
五十目村・高崎村・館越村・久保村	17・7北嶋安蔵	19・12石川長一	掲示場
馬場目村	17・7草皆茂作	20・8伊藤弥吉郎	掲示場
下山内村・小倉村・黒土村・富田村・中津又村	17・7谷田部忠珍	20・10伊藤五兵衛	21・9大石喜代治
浅見内村・湯ノ又村			掲示場

このような組合役場・戸長の決め方が、次の町村制への移行をスムーズにするが、それについては別のところで述べる。

一見地方自治の組織と思われるものは、実はその発足において前時代よりもむしろ退歩とさえ言える完全な官治の制度である。それは伍長にまで官の給料を支給していることでも理解されよう。しかし、次第に自治組織は形を整え、選挙の手続きを経た村会（二年一月一日三日村会規則を定めた）などの衆議の場も設けられるようになってきている。それも、人びとの要求から出てきたものではなく、すべてが政府・県の施策によったものであった。自治というより官治の変形といえることができるであろう。わが国で真の地方自治制度が発足するのは、昭和二二（一九四七）年新しい日本国憲法が発効するまで待たなければならなかった。

なお、ここで戸籍と徴兵令の關係について筆を及ぼしておく必要がある。戸籍によって政府は全国人民を掌握するわけであるが、その第一の具体的あらわれが徴兵である。まず五年「徴兵告諭」が出され、六年一月「徴兵令」が発布された。これらは、壬申戸籍が完成するとともにあらわれる。徴兵令は士民の別なく国軍の兵士として徴集するというもので、旧幕藩兵組織を否定し、近代国家としての軍隊をつくるのが目的であった。人びとは、武士以外の一般の男が兵士となるという意味が理解できず、軍隊にとられるのを「血税」といっておそれた。

おそれられた徴兵令にも免役条項があり、官公吏・官公立専門学校生徒・代人料二〇円納入の者・戸主および嗣子は兵役免除となる。これは、はつきりとした有資産家の保護優遇であり、家を中心とした家父長的国家主義の護持である。そこで代人料を納められない連中は、争って嗣子として他家の養子になったという。いずれにしても、戸籍編制は徴兵令をしくための第一歩であった。さらに、新時代の徴税とも結びついていった。

### 地租改正

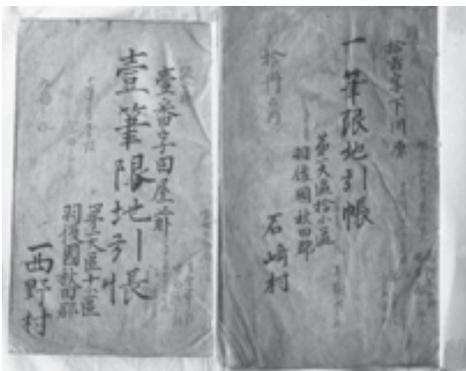
新しい天皇制のもとに全国統一のしくみはできあがったが、その財政は旧藩時代と同様農民からの現物年貢を最大の収入源としていた。それは地方地方で違っていたから、統一的中央集権支配という新政府の方針と税法とは矛盾している。また、支出が現金であるのに、収入が米を中心の物資であることは、いろいろ困難があり、豊凶によって収入は大きく左右されて不安定である。

このような難点を解決するには、人民の土地所有権を認め、その売買を自由としてその売買価格を基準とした金納地租にする必要があった。その準備的操作は、三年七月の畑年貢の金納制に始まり、四年五月の田年貢の代金納を政府が認めたこと、同年九月の田畑作物の自由を政府が認めたことなどである。年貢の金納ということになれば、金さえ納められたら、極端にいと作物はなんでもいいわけであるから、政府の布令は当然の帰結であった。

そしてさらに、五年二月には田畑永代売買の自由を認め、売買譲渡の際、その所有権を国家が確認する「地券」を交付することを布告し、さらに七月にはすべての私有地に地券を交付することになった。

以上のような準備を経て、六年七月二八日「地租改正条例」が布告された。

①以前の年貢は土地の収穫を基準として、田租は米納、畑租は現物納または代金納であったが、新地租は土地の価格を政府が決定し、その地価を基準として田畑租とも金納とする。②地租の税率は地価の百分の三とし、地租の三分の一以内を村入費として付加する。年の豊作凶作によって税金の増減はしない。③以前の年貢は、村を単位にその村の石高に応じてかけられ、村内の滞納者の分も五人組または村全体の連帯で納めたが、地租は土地所有者個人からとる。その個人が納税できなくても、だれも連帯責任を負わされない。



一筆限地引帳（明治9年、石崎村・西野村）

④地価は改正後五年たてば時価によつて改定する（『日本の歴史』）。四点が規則の骨子であった。このことによつて、各  
自の土地所有の境界・面積・地目を「地租改正野帳」（調帳）で明らかにし、民有・公有・国有の区分をはつきりさせ  
なければならなくなったから、これはわが国の歴史上最大の土地制度改革で、多くの深刻なケースが各地でみられた。  
この作業は全国的に六年末から一三年までかかっている。

田畑の等級を定むるには、先ず一村の人民集合し、此村最上の耕地は何字の何番に当るやを推窮し、又最下の耕地  
は何字の何番に当るやを確定し、後最上、最下の地味等差に依て何等に分つべきやを議定すべし。

但其村により最上、最下区別の義につき、意見沸騰して評決に至りがたき場合は、左の入札法を施行するものとす。

①其村五石以上の高持（或は伍長一統）一筆限等差を入札せしむべし。

②開札の上多数により決定すべし。

（『五城目町の歴史』）

県の指示した衆議決定法であるが、予想どおり議論は沸騰した。さらに会議が小区大区と地域が広がると、收拾がつかない場合もあった。県は耕地・宅地地租改正事務の完成を九年とし、八年には地租改正総代人を選出し八月二日に発令している。一区では、総代人兼務大区区长山本安分・民間総代人（正）長谷川謙造・（副）鈴木吉五郎である。しかし作業はなかなか進まず、九年一月九日地租改正調所を設けて督励した結果、一〇年になって完了している。続いて山林原野の調査に着手したのは一一年で、その総代人の任命は五月一〇日、南秋田郡・河辺郡は斎藤正である。

こと租税に関することだけに、農民にとっては生活に直結する大問題である。石田県令は、上意の押し付けではなく下意も汲んで、納得のいく行政を標榜したが、実際は県令のいうようなものではなかった。村の担当者はそれぞれの村の有力者であったから、いっそう下意の反映しにくいものであった。土地を所有する大高持たちの大問題ではあつても、土地をもたない下層農民たちは初めから関心をもてなかった。したがって土地所有者層の抵抗はすさまじかった。例えば

ば、一大区における当局の平均反当收穫見込みと区上申のそれが、一石二斗八升と四斗四升三合と非常に大きくいちがいをみせているのは、その典型的なものである。

このままの数字では、反当収量は決定できず、再三の大論議の果てに県は天下りの決定を一〇年九月に下し、一石二斗八升とした。結果はなんの妥協も示さなかつたのである。山林原野の部は一二年一月終了。一三（一八八〇）年八月には、定率を百分の二・五に減らし修正による新地券の交付を終わっている。

明治九年改正 地 券

羽後国南秋田郡中津又村 番

字 番 同国同郡同村

持主 氏 名

一田三反一畝二十九歩

地価金八拾貳円六拾錢八厘

此百分ノ三金貳円四拾八錢八厘 地租

明治十年ヨリ

此百分ノ貳ケ半金貳円六錢五厘 地租

右検査之上授与之

明治十二年三月十八日

秋田県印

明治九年改正 地 券

羽後国南秋田郡湯ノ又村 番

字 番 同国同郡同村

持主氏名

一山林壹反五畝歩

地価金貳拾壹錢壹厘

此百分ノ三金

明治十年ヨリ

此百分ノ貳ケ半金五厘

右検査之上授与之

明治十六年十二月十七日

主事

南秋田郡長御代信成

印

秋田県

印

地券の裏には、次のように印刷されている。

日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券状ヲ有スヘシ

日本帝国外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ権利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有

ト認ムヘシ

日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入書入

ル事ヲ得ヘシ

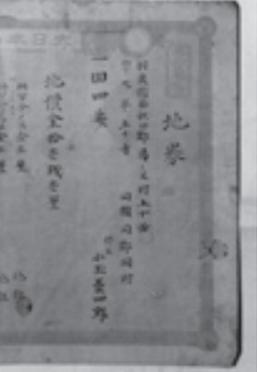
売買譲渡質入書入等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘシ若シ其規則ニ困ラスシテ此券状ヲ有スルトモ其

権利ヲ得サルモノトス

そこで地租改正で農民の負担が軽くなったかどうかであるが、実はそういうことはなかった。政府は始めから改正によって今までの歳入を減ずることがないようにして、税率と地価を定めたからである。藩政時代に農民の息ぬきとして

見逃していた縄のび地、隠し田なども地券を取らなければならず、そこも課税の対象となったから、それだけ重圧感があつた。

土地の所有権を認めたことは、反面国家の権力による土地取り上げもあつたということである。旧領主の直営の山林原野や人びとの所有を立証できない土地は、すべて国有にされた。郷土の山林のほとんどは、藩の御留山、御直山などであつたから、あつさり国有にされてしまったばかりか、所有権の証明できない入会地も国有にされてしまった。今日郷土に国有林が多いのは、その結果である。



改正地券（明治12年）

地租改正は小作制度にも手をつけなかつた。当時この付近の耕地の半分ほどは小作地と推定されるが、土地所有権は小作人にはなく地主に認められた。一反歩の田で小作人の手による総生産物のうち、三四％は地租・村入費、三四％は地主の取り分、残り三三％が小作人というのが、改正作業によって明らかにされた事実で、幕末頃の三七％領主、二四％地主、三九％小作人よりも、地主がふえ小作人は減つてゐる。すなわち、地租改正は寄生地主たちにとっては大きな利益となつたのである。

この後、地主を中心とした定率三％から二・五％へ、附加税の本税の三分の一から五分の一への軽減への要求がたかまつたのは当然のことであつた。そして、地主たちの運動は一年頃から自由民権運動と結びついていく。

## 郵便局と警察署

明治になってからの生活の変化をいくつかあげてみよう。元（一八六八）年初めて酒税が課せられる。二（一八六九）年男女混浴の禁止。刑法制定。ケットを着て歩くのが流行。三（一八七〇）年洋傘が入る。四（一八七一）年断髪廃刀令が出る。ステッキ、山高帽など流行。新貨幣発行をし太政官札と替える。五（一八七二）年、県、産業振興の方針決定、山林繁殖の規則公布。勸業係を県庁に設け、石川理紀之助を任命。太陽暦に一月三日を次の年の一月一日として切りかえ。六（一八七三）年地租改正条例、徴兵令公布。七（一八七四）年二月一日郵便局開局。五月七日郷土に小学校創立。八（一八七五）年一月三日警察署がおかれる。

ざっと明治初年のものだけをあげても以上の如きもので、その変化のはげしさに驚く。

郵便局は、当時は「郵便取扱所」といった。五年六月に久保田郵便役所が設けられたのが、県内での郵便局の最初である。七年二月一日に、川原町角の民家をかりて五十目郵便取扱所が開設された。五城目郵便局の前身である。最初から地方の郵便業務は、民間委託の形ではじまった。

其区内小森伝四郎郵便御用請負二付請書可差出段申達候得共、□今差出無之、一駅之緩慢より諸駅取調二差支不都合之至り、往復日数除く之外二日限、可差出様督促有之度此度申達候也

明治七年一月廿八日

郵便掛

第一大区十一小区戸長中

これは、「第一課郵便掛事務簿―郵便関係ノ部一番」という七年一月より六月までの文書綴にある一枚である。五十目郵便取扱所を請負ったのは、小森伝四郎であると判明するが、最初から彼はルーズであつたらしいこともこの督促でわかる。そうしたことが原因したものか、その後松浦三郎兵衛がその業務を引継いだようである。

その業務がどれ程の規模であつたか、取扱った郵便物の数量など分からないが、その区域は五十目村だけであつたと思われる。当時の料金は、封書一銭・四銭・六銭の三種類、葉書は五厘であつた。初めのころの切手は、木版刷りの和

紙であつた。このころの物価は、豆腐一丁九厘・白砂糖一斤一三銭・入浴料四厘・ワラジ一足一銭・たび一足九銭・塩一升三銭・木綿一反二銭といふところである。

郵便物の運ばれる道路は、規則によつて定められているが、これを「郵便道路」と呼んでいる。郵便取扱本線（幹線）の通る郷土付近の地名を挙げると次のようになる。秋田茶町中ノ丁・南秋田郡土崎港・一日市・山本郡森岡・松山など。また、五十目局開設当時の付近の取扱所は次のようである。土崎（五年二月）・一日市（五年七月）・船越（七年二月）・北浦（七年二月）の四カ所である。一日市の開設が早かつたのは、郵便道路の羽州街道の要地にあつたからであろう。

五十目局のそれぞれの業務開始の時期をたどってみると、次のようになる。七年二月 開設・普通郵便取扱、一八年五月 貯金事務、一九年七月 内国為替事務、二九年七月 小包郵便取扱、三〇年三月 和文電信取扱 五月 外国為替事務、三三年一〇月 欧文電信取扱。

一四（一八八一）年の統計には、県内の局八四局、人口一〇〇につき郵便物数一三二・〇四となつている。二〇（一八八七）年の統計では、局七五、切手売下所二七九、郵便函三五三、人口一に対する発送数二・〇七となつている。

五十目局が発足した年、秋田・土崎・横手・能代に監視屯所や取締所がおかれて警察が始まつている。次の八年一月三日には大区小区制に対応させるために秋田警察所の下に、秋田・大館・横手に出張所を設け、大区毎に屯所、小区毎に分屯所をおいた。五十目には小区扱所がおかれていた関係から、第一出張所（秋田）・第一屯所第一小区分屯所がおかれた。これが、五城目警察署の始まりである。

初代所長は小林熊雄巡査である。この年から邏卒らっそうから巡査に官名が変わつている。分屯所の場所は、下夕町塚本周助宅である。分屯所を預る巡査は一人であつた、巡査には一から四等まで、その上の警部には一から六等までの階級があつた。巡査の月給は五円程であるが、豆腐一丁九厘の時代としては決して安い給料ではない。

分屯所の仕事は、盗難届受付・旅人病死・行倒人・変死・失火等の検視、旅人書上帳の処理だけで、これ以外の事件

の処理は上級の屯所・出張所の権限である。

分屯所名から小区番号がとれ、五十目分屯所となったのは九年四月、さらに一〇（一八七七）年三月には五十目警察分署と改称されている。警察署の名称の最初である。このとき、第一〇小区分屯所として設けられていた浜井河分屯所が廃止され、下虻川分署を設けている。犯人護送の街道筋中継所として必要であったからである。

その後、紀久栄町に署が移り、二九年町制がしかれたために一月二四日五城目警察分署となり、大正一五（一九二六）年に五城目警察署となった。人員配置は二〇年巡查四、二五年巡查部長一・巡查六で内訳は所在地に二、所在地外四となっている。二一年四月から駐在所の前身である「巡查在勤所」がおかれたが、五十目分署では一日市村・馬場目村・中村・浅見内村・中津又村字脇村の四カ所である。

明治天皇の御巡幸は、生活や風俗や文化の上からの「文明開化」よりも、新しい時代になったという意識を郷土の人びとに与えた。明治天皇は九年について一四年七月二九日東京をご出発になり北海道に渡られ、その帰途東北をご巡幸されることになり、九月一日秋田県にお入りになられた。九月一四日能代を発たれ、三倉鼻の行在所にお着きになったのは午後二時三〇分であった。この日は、朝から東風が烈しく強い雨が吹きつけるという天候であったが、三倉鼻にご到着の頃は風雨がおさまり、陽光さえ射すようになっていたから、潟や男鹿半島の眺望を賞することができた。

五十目の富豪柳原英之助は御立所を自費で建設し、八郎潟由来記・湖中四季の漁具・漁業模型・漁獲した魚介水禽等四〇点余を展示して天覧に供している（『面潟村郷土誌』）。

この日、天皇は途中で稲刈作業をご覧になった後、一日市村清源寺の行在所にお入りになりご一泊されたが、行在所の庭に五城目の貝田文吉・福田甚助が森山の鈴虫五籠百五十匹を放して、天皇の旅情をお慰めしている。十五日秋田に向かつてご出発になるとき、金三百五十円を柳原英之助以下の有志に、金一円五十銭を貝田・福田の二人にご下賜されている。両日とも、鳳輦をまん中にした華麗な行列と「天子様」の顔を一目見ようと、沿道には付近の人びとが群れ集まったという。

このとき、藩の殿様や将軍ではない、もつと偉い「天子様」がいるのだということ郷土の人びとは知ったのであり、そうした意味で天皇ご巡幸という明治新政府の大デモンストレーションの意図は、大きな成功を果たしたのである。

### コレラ大流行

明治一二（一八七九）年にはコレラが大流行している。県内最初の流行である。  
甲第百八十三号

虎列拉病予防訓並虎列拉病根断ノ方、中央衛生会ヨリ差回二付翻刻ノ上、下渡候条人民普ク熟知、該病予防消毒ノ主意ヲ瞭解可致、此旨布達候事

明治十二年十月三十日

県でも防疫活動をしている様子が分かる。この文書が出されたころは、しかし流行は下火になっていた。町でコレラ患者が発見されたのは八月であったが、その後爆発的に流行した。罹患者の八割が死亡したと言われている。全県の罹



コレラ追悼碑（明治25年、高性寺）

患者一万三、七〇〇人・死亡者七、九七〇人である。疫病をよけるために、村の入口には巨大な鬼のワラ人形をたてた。これは、江戸時代からのしきたりで、悪いことを村内に入れないようにするおまじないであるが、上樋口村（岩野）のものが一番であったという。

その後さらに大流行が郷土を襲っている。一九（一八八六）年のことである。県史年表に「八月四日、県内のコレラ・天然痘流行にかんがみ検疫手続を定める」「八月七日、県内にコレラ

大流行の徴あるにより、本年限盆踊作踊類の催しを禁止す」「八月十五日、神仏祭礼相撲演劇類の諸興業を禁止す」とあり、まるで戒厳令下の感じである。人びとは息をひそめ、かくれているようである。

町の第一号患者の発見は、八月三日午前一時、二人目は同日午後三時に発見され、その夜のうちに死亡した。第一号は六日午後八時に死亡した。二人は老夫婦である。それから連日患者が発見され、その六割が死亡している。体力のない老人・子どもが多かった。

町には戸部松齋・落合貞益の二人の医師がいたが、手のまわるはずはなかった。県では検疫所を特設し、警察官と医師を派遣した。派遣医師は、内田崇欽・小田島良三・村井元榮・稲見春之助・伊藤泰順・原平蔵の六人である。このときの流行を統計的にまとめると、八月二〇三名発生内一四名死亡、九月九名発生内三九名死亡、一〇月七名発生内三名死亡、合計三〇九名発生内一五六名死亡となる。特設避病舎に入れられた患者は、二一〇名程であった。

死亡者の中には、某医師の老父母や派遣された野中某という警部補が数えられる。当時の警察は犯罪に挑む任務の外に、「衛生警察」という重要な今日でいう保健所の仕事と同様の任務をもっていた。防疫に警官が派遣されたのはその故であり、野中警部補の死は殉職である。秋とともに疫病は必死の防疫が奏効して下火となるが、夏の流行期には町を逃げ出した人びとは六百人もいたという。また、防疫の費用にと応募した醸出金は、金二千円余米一一〇余石であった。町では七回忌に当る二五（一八九二）年に、大法要を行なって「虎烈刺疫病追悼碑」を建立した。碑の裏に建碑をすめた検疫委員警部補石川徳治・戸長北嶋孫吉の名がある。碑は高性寺境内の片隅に、碑文も消えそうになって、今もひっそりと立っている。

大川大福寺住職湯東玄英は、一九年七月から八月までの檀家の疫病の死者を「疫死者法名記」として書き残している。それによると、一日市六名・大川一八名・今戸一名・下虻川一名となり、清原寺関係一二名という付記もある。また、黒土の石井三友の『秋田繁昌記』に「虎烈刺病の騒動」という記録があり、下山内村大石孫右衛門の語ったこととして、

旧七月一三日から流行し、五日間に三名が死んだとしている。また、かかつてしまえばなおす方法はなく、食物をつつしんで予防し、石灰をまいて消毒し、芥子水で家内を清めるようにしなければならないなどと書いている。

コレラをコロリといって、病気になったら助かるすがないと人びとは考えたらしい。そしてまた、実際はたばたと死んだのだから、恐怖この上ない流行病であった。

## 火防組

疫病の流行よりも恐いのは、なんといっても火災である。古い記録には、火災の記録はあまりないが、町村の「神明講帳」の中に次のような記事がある。

### 五十目村焼失

天保七年十一月十一日九ツ過□□、古川町橋より上米沢町二軒迄方川上無残、川原町方川半分通りより御蔵町門迄、  
□原より方川畑町門迄無残、惣而家数三百軒焼失致候

「方川」というのは片側のこと「門」というのはかどのことである。杉皮や木羽葺きの木造家屋では、今の暦で一〇月ごろの風の強い日だと想像してみると、せいぜいで五百か六百戸の村の大半が焼失するのをどうすることもできなかったであろう。

明治五（一八七二）年六月二七日の五十目大火については、石井三友が『秋田繁昌記』の「如来堂再建」の項に記録し、焼失地域の絵図まで付している。それによると、長町から賢寺小路が焼けた賢寺も焼失、古川町方面は大堰端から堰添いにある「御蔵」四棟を焼き、中町の一部と如来堂小路を焼いている。このとき、四方火に囲まれた如来堂だけは焼失しなかった。その広い焼失地域からして、相当な大火である。

また一説には、三年・六年・九年に、四〇から五〇戸の火災が五十目にあったとも伝えられている。

七年に有志によって消防組が組織されたといわれる。頭取平岡金四郎・副頭取石郷岡八重蔵と伝えられているが、詳

しいことはわからない。先に消防百周年を祝ったのは、こうした史実による。また、一説には幕末に火防組が組織されたともいうが、その創設の年代もその動きも全く不明である。

五十目の消防組は、九年一月二四日に県の認可を受けているが、秋田に消防組がまだ組織されていなかったために、その認可をまつて五十目が認可されたという。秋田の認可は九年一月である。一四（一八八一）年火防案・火防取締規則の公布によって各地に組が発足するが、それ以前の組織は秋田・大館・土崎・五十目の四組だけであった。

二三（一八九〇）年五月に乙号腕用ポンプ一台を有志が購入、「火防立花組」を三〇人で組織した。組頭渡辺福治である。別の説に、火防立花組から、このとき火防有志組に改めたとはいわれている。「五城目消防百年史年表」は前説をとっているようであるが、二七年四月・五月の村議会議事録を見るとはつきりする。

それによると、村で設置した組のほかには有志組があり、四月に「消防規則」が公布されて村消防組と合併して、どちらも三二人の組織であったので二部に分けることになったというのが本当である。谷田部助役は「従来消防組アルニモ関セス有志組ヲ設置セルハ必要欠クヘカラサルニ依ルモノナレバ費用ノ如何ニヨリ今更廃スヘキ筋無之」といって、両組が合併して新しい五十目村消防組が発足し、第一部・第二部の二部制となった。以上から、私設の組は有志組であり、村で設けた組はこれとは別に以前から存在していたということになる。組頭米田貞治・一部小頭渡辺松太郎・二部小頭村上藤助が就任したが、後に組頭は宮田礼蔵に代わっている。

なおこの年三月の議会から消防会所新築が議事になっているが、これは在来の会所を新しくしようとするもので、在来の場所からもつと適地をとということから実地調査の結果、日吉神社前の宅地と決定、入札予定価格を三五円と決定したのは、五月の議会であった。

今般土崎警察署長ヨリ照会ニヨリ消防組規則実施ニ付其組織人員並ニ費用ノ見込左ノ如シ  
一 人員 組頭一人 小頭正二人 副二人

消防手五十八人 信号担当者二人  
計六十五人

一 被服 頭巾 一枚金七十銭

此金四拾五円五拾銭六十五人分

半纏 一枚金七十銭

此金四拾五円五拾銭同上

股引 一枚金四十五銭

此金貳拾九円貳拾五銭

計金百貳拾円貳拾五銭

此半額金六拾円拾貳銭五厘

保存期二ヶ年ニ付一年置キニ支給シ

一年手当

組頭 金五円

小頭 金三円五拾銭 正 壹円ツ、副 七拾銭ツ、

消防手 金貳拾九円 一人五拾銭ツ、

信号担当者 金貳円 一人壹円

一 出場及演習手当 (略)

一 警戒巡邏賄料 (略)

一 賞与 (略)

一 死亡手当 (略)

一 傷疾手当 (略)

一 療治費 (略)

一 備品 (略)



村会会議録 (明治 27 年、五十目村)

通計金百七拾五円六拾七錢五厘

これも五月議会に報告されたものである。また七月議会の議事録には、三案件が記録されているが、その中に「本村消防組第二部火ノ見櫓建替ノ件」というのがあり、費用概算一〇円としている。議事は原案どおり共有山より伐採した材料で会所前に五間のものを建てかえると決定している。ポンプが入ってもその消火能力に大した変化があったとは思われない。いったん火災になると、大火の危険があった。それだけにまた、消防組への期待も大きく、村もその施設に重大な関心をよせていたものであろう。

### 森嶽学校の創立

郷土における最初の学校である森嶽学校が創立されたのは、明治七（一八七四）年五月七日のことである。文明開化は生活を大きく変え、それに伴って恐しい疫病も流行させたが、学校教育がはじまったということが、新時代の具体的な現れとしては最も影響の大きいものといえる。森嶽学校の発足をもって、五城目小学校の歴史ははじまるのであるが、同校は昭和四九（一九七四）年創立百周年記念式を挙げている。

教育の歴史をたどるとき、わが国・わが郷土の近代化の百年は、教育の百年であったともいえよう。学制が「村に不学の戸なく、家に不学の徒」がないようにしようという政府のよびかけではじまったのは、五（一八七二）年八月三日廢藩置県・断髮令の出た翌年である。しかし、秋田県内では直ちに小学校を発足させることはできなかった。まず、それまでの寺子屋・私塾をどうするかが問題であった。郷土には江戸時代末ごろから、多くの寺子屋があった。

○五十目村 松浦三郎兵衛（商）。慶応三（一八六七）年開業、明治五（一八七二）年廢業。男子だけ八十名程が学ぶ。泉谷力治（平民）。安政三（一八五六）年開業、明治五年廢業。愛顧堂の額をかけた男子五十名、女子二十五名程が学ぶ。

ほかに、荒川六郎兵衛・仙北屋・小笠原・近江屋・珠巖院・了賢寺・宗延寺に寺子屋があった。

○西野村 広幡政弥（神官）。天保十四（一八四三）年開業、明治四年廢業。男子四十名程。

○下山内村 朝野堅磐（神官）。慶応元（一八六五）年開業、明治四年廢業。男子二十五名程。

○馬場目村 大森文八（士）。安政元（一八五四）年開業、明治五年廢業。男子六十名程。

○中津又村 高泉清（神官）。明治五年廢業。男子十五名程。

○浦横町村 小野太郎兵衛

○野田村 加藤寛昭。豊までの四代にわたってつづける。豊は一日市村に移る。

寺子屋の数と分布によつて、幕末から維新にかけて子弟教育の意欲がたかまつてきたことが知られるが、その寺子屋は学制発布と前後して廢業しているのである。そこに、行政の力がはたらいたと想像できる。しかし、その後でようやく七年五月森嶽学校、八年二月薫陶学校が創立されている。教育にとつて、二年三年というブランクは大きい。

政府は小学校設置について具体的に「第一は、従来の寺子屋・家塾等を全廢し、新しく小学校を設ける。第二は、寺子屋・家塾等と併行して小学校を新設し、生徒を次第に小学校に吸収する。第三は、学区制にもとづいて寺子屋・家塾等を併合し、それをそのまま小学校と呼んで改造する」としていた。ところが、県は最も困難な第一の道を選んだ。その結果、寺子屋はなくなつても、学校はできなかつたのである。

「七年三月ヨリ五月マテ官省上申・伺・指令原書留」という県庶務課記録係の綴が、県庁の書庫に保存されているが、その中に学校設立に関する文書がある。

### 官立学校設立窺

別冊之通六十小学校設立致度此段相窺候以上

明治七年三月卅日

文部卿木戸孝允殿

伺之通

明治七年四月二十五日



官立学校設立伺

一 学校位置 第七大学区第拾番中学区内秋田県管下第一大区十一小区羽後国秋田郡五十目村

一 学校名称 森嶽学校

一 学科 尋常小学

一 教則 本県伝習学校教則二拠ル

一 校則 本県伝習学校校則二拠ル

一 教員履歴 秋田県貴属士族

平野 貞 幹

二十歳三ヶ月

本県伝習学校二入り下等小学卒業仮免状ヲ受ク

一 教員給料 一ケ年金七十二円

一ケ月金六円

一 生徒員数 三十人

一 生徒授業料 一ケ年金三十六円

一ケ月金三元 但一人二付一ケ月金拾銭宛

一 学校費用 書籍器械入費

一ケ年金十八円  
一ケ月金二円五十銭

一ケ年金二十七円  
一ケ月金二円二十五銭

一ケ年金四十二円  
一ケ月金三円五十銭

右費用並教員給料一ケ年総計金百五十九円之処此内積金之利子金百二十五円程授業料三十六円ノ積リニテ指引一ケ年金二円宛余金ト相成候見込

右之通設立仕度此段奉候候也

明治七年三月

秋田県権令 国司仙吉印

中督学西潟訥殿

別冊の六〇校の書類の中に、森嶽学校の設立伺が入っているが、これは県が文部省へ提出したもので、同様の「伺」が七年二月に第一大区一小区副区長・学区取締兼務神沢繁から県に提出されている。

森嶽学校は初め官立学校として発足しているから、村の学校ではなく「拾番中学区」内の子弟を対象として経営されたものであろう。そのことを裏付けているのが、次の文書である。

小学入学案内書

今般当区内五十目村二小学校設立許可ニ相成候二付、左ノ教員ヲ置キ当四月下旬ヨリ開校相成候条、男女六歳ヨリ十三歳迄入校願戸主ヨリ可申出事

但未夕学ニ就力サル者八十三歳以上ト雖モ年齢ニ不拘入校可致事

教員 県下士族 平野 貞 幹

一 授業料貧富其分二応シ十錢七錢五錢ノ三等ヲ以テ可差出事  
一 貧窮ニシテ書籍ヲ購ル事能サルモノハ貸シ渡ス候事

一 生徒昇降本県学校々則ニ抛リ、午前第九時出席、午第三時退散ノ事  
但校則数ヶ条ニ候間、追テ入校生徒ニ可相示事

一 学問ノ儀ハ毎々御告諭有之候通、日用常行昌業起産ノ基ニシテ一日モ欠ク可ラサルノ事務ニ候条、各村小間居ニ至ルマテ厚ク御趣意ヲ奉体認、遅々入校願可申出候

右之趣相違候間至急回達可有之候也

明治七年

副区長学区取締兼務 神 沢 繁

四月七日

伍長総代中江

これは浅見内の松橋鉄之助家文書にあるもので、ひろく区内各村に同様の文書で回達し、よびかけていると考えてよい。学区取締は、学校を設立し生徒を募り、さらに学校運営の責任を負うという、地域の教育行政の最高責任者である。郷土の各小学校の創立を調べると、次のようになる。

○五十目村 森嶽学校（七年四月二十五日文部省設立許可・七年五月七日創立）

五十目女学校（十年六月十九日許可）

○馬場目村 薰陶学校（八年二月二十日許可・八年二月二十五日創立）

立）

中村学校（十年三月十三日許可・十年三月十三日創立）

○湯ノ又村外三カ村 湯又学校（八年六月十四日許可・八年四月十

#### 八日創立）

○中津又村 鶴湯学校（八年六月十四日許可・九年五月十日創立）

○富田村 登美多学校（九年三月十三日許可・九年五月十日創立）

○下山内村 環山学校（九年五月十日創立）

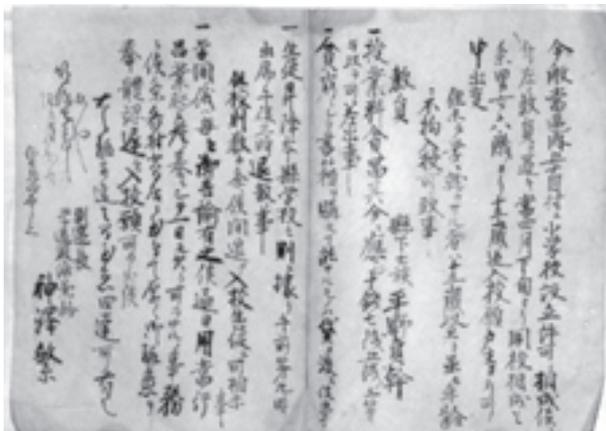
○高崎村外二カ村 高崎学校（九年九月十三日創立）

○大川村 大川学校（九年十二月八日創立）

郷土の学校は、学制発布後二年の七年から一〇年までの間に創立され、やがて森嶽学校・五十目女学校は五城目小学校に、薰陶学校・中村学校は馬場目小学校・杉沢小学校に、湯又学校は内川小学校に、鶴湯学校は中津又小学校に、登美多学校・環山学校は下山内小学校に、高崎学校は馬川小学校に、大川学校は大川小学校になるのである。

学校設立のための資金は「学校資本金」の募金で調達している。秋田・仙北・雄勝・平鹿・山本・河辺の六郡の「小役銀減税半額募金が五万八、三八二円余という調べがある（『八郎潟』）が、今日の金額に直しても莫大な資金である。募金という名はつけても、大衆減税によってその減税の分を新たに「教育課税」の形で吸いあげているのである。官立学校設立伺にある「積金之利子」といつている積金は、学校資本金のことである。資本金の生み出す利子と授業料が、学校運営の予算となっていたのである。

森嶽学校はとりあえず寺子屋のあった松浦三郎兵衛宅を仮校舎にして発足した。下等・上等各四年の課程となっていたが、その内容は不明である。環山学校は待月院を、登美多学校は天昌寺十王堂を利用して開校、鶴湯学校は脇村の神



入学案内書（明治7年、浅見内村）

社を借りて開校している。また中村学校に至っては、廃寺となった安養寺を利用している。高崎学校は高崎村字熊之台に新築して開校しているが、これは例外といつてよい。しかしその校舎面積はわずかに三〇坪、児童数約三〇名である。校舎新築は村にとっては大きな負担であったため、学校開設を主唱した館岡清四郎等が寄付を募っている。「明治十年中高崎学校新築ノ際献金人名調」によると、館岡重四郎二十五円を筆頭に館岡清四郎一〇円などというのがあり、合計四一円五〇銭となっている。このとき館岡清四郎は高崎村組合戸長であった。

森嶽学校校舎は八年に古川町の廃業した泉谷力治の寺子屋跡に移っている。このとき校舎を貸した泉谷力治が、学校の教師となったかどうか不明である。彼は八年、九年と富津内方面の戸長などをつとめているから、この間は教員をしたとは考えられない。『泉谷翁治・革命史』(これは「伝」という程の意味であろう)によると、一九年まで学校につとめ子息順松と交替したことになる。当時の学校教員には有資格者が少なく、彼も資格のある教員ではなかったが、江戸に出て学問をおさめ村に帰って寺子屋を開いた後、小学校教員を務めていることなど、泉谷力治は五城目教育の草分けといえることができる。



教科書  
高崎学校の印がおされている。

一〇年になって、古川町校舎から新築二階建木造洋館の紀久栄町校舎に学校が移り、さらにこの年の秋に五十目女学校という女子小学校がその隣に開設された。

就学のほうは授業料の負担があり、教育への無関心と貧困などから、低い率にとどまっていた。特に女子の就学率は低かった。五十目小学校になってからの第一回卒業生は、男一九名、女一人である。一〇銭の授業料の未納者も多かつたらしく、一七年一月一三日第三六学区学務委員の名のある馬川関係の「授業料未納取

立帳」が残っている。

一三(一八八〇)年二月二十八日太政官布告で教育令が改正され、一年後に「小学校」の校名がつくようになった。一六年三月になると高崎小学校は廃止され、五十目小学校高崎分校となり、二三年に分離独立して馬川簡易小学校となるまで続く。

学校費出納指図書

明治十六年四月より六月迄賦課帳	高崎村組合戸長	館岡清四郎
一金六拾六円八拾四銭三厘	五十目村組合戸長	北嶋孫吉殿
内四拾七円七拾三銭五厘	明治十六年四月より六月迄三ヶ月分	高崎学校諸費
指引残拾九円拾銭八厘	過金	一金三拾円
明治十六年七月至十二月賦課帳	高崎学校諸費	助訓者名給料
一金八拾九円六銭一厘	過金	助訓者名給料
内九拾六円四拾九銭一厘	高崎学校諸費	高等訓導給料
指引七円四拾三銭	高崎学校諸費	専任戸長学務委員給料
明治十七年一月至六月賦課帳	高崎学校諸費	取扱諸費
一金六拾九円六拾壹銭	高崎学校諸費	炭七俵代
内八拾壹円貳拾八銭九厘	高崎学校諸費	壹〇枚貳枚〇掛用
指引拾貳円九拾八銭壹厘	高崎学校諸費	板走式本
惣指引壹円三拾銭五厘	高崎学校諸費	角松板壹間〇〇払板用
右之通り二御届候也	高崎学校諸費	
	明治十七年七月	

一金拾七錢五厘  
 一金貳拾錢  
 一金拾貳錢  
 一金四拾五錢

たるき七本  
 三寸釘五十五本  
 □□□□  
 人足四人半分



五城目小学校校舎（大正3年頃、細越より望む）

一金六拾錢 大工式人半但手入代  
 一金九拾錢 柿小羽六把代見込  
 一金三拾錢 屋根手入代見込高  
 一金 標本手入代  
 一金貳拾錢四厘 日課表六拾八冊  
 一金三拾五錢 筆五本  
 一金六錢六厘 半紙三帖  
 一金八錢 墨一丁  
 一金貳錢六厘 界紙老丁  
 一金拾三錢五厘 半紙六丁  
 一金貳拾錢 白墨老箱  
 合計六拾四円三拾三錢九厘  
 内拾円五拾錢 授業料引  
 残五拾三円入拾三錢九厘 課徴高  
 内金三拾七円六拾八錢七厘 地租当七分是レ八三ヶ村地租金二当り分

金拾六円拾五錢貳厘 戸数三分

この史料によって、組合立学校の費用賦課の様子と学校費用・教員給料が判明するだけでなく、当時の物価までわかるのである。

なお教育行政の面から言えば、小区の学区取締から一〇年六月には戸長が学区取締補を兼務するようになった。一二年には学務委員がおかれ一八年一〇月まで続くが、二三年一〇月小学校令で再びおかれているが、後のときは町村長の補助機関となって権限は縮小されている。学務委員の権限を具体的に説明している文書をおきたい。

四月中小学訓導補ノ□ヲ受付中高崎学校在勤仕候、明治十二年十二月一日より同十五年十一月一日まで三ヶ年間壹ヶ月給料金三円宛ヲ以テ契約仕候間、此段御届申上候 巳上

明治十二年十二月  
 秋田県令石田英吉代理 学務委員 館岡清四郎  
 秋田県少書記官小野修一郎殿 一関 与吉  
 齋藤吉五郎

町村制の施行

五城目は第一大区一小区となり、その扱所（処）が新町で質屋を営んでいた宮田家の宅地内に設置された。この扱所は一〇年六月に廃止され、新しい規則によって戸長がおかれ戸長役場（戸長事務処）が設けられているが、これも一一年に各村の負担が少なくないため止めて数カ村の組合役場が設けられ、戸長は公選となる。

こうした変更は一一年七月二二日「郡区町村編制法」が分割を廃して、郡と旧町村制を復活しようとしたことなどによるものである。広大な秋田郡は南北に分けられ、南秋田郡役所は秋田町におかれている。さらに一二年一月三日「町

村会規則」が定められ、議員は公選されることになった。

このような行政措置が次々に行なわれて、新町村制施行の気運が整ってきていた。二〇年には、内務大臣から町村制施行に関する調査の内訓が出されている。調査の要領は次のようになる。

- ① 地形の適否と区域概
- ② 人情の合否と町村論争の有無
- ③ 町村財産の種類
- ④ 水利・土工組合の慣行
- ⑤ 水源涵養・土砂打止・其他禁伐林の慣行
- ⑥ 国税・地方税・町村費・協議費の負担額及び前年度の実額
- ⑦ 諸入会・漁業区域の有無と慣行
- ⑧ 町村負債の有無と返済法
- ⑨ 現今学区及役場区域と新町村区域との関係
- ⑩ 町村人民の貧富と生計の概況
- ⑪ 新町村役場設置場所
- ⑫ 町村の名称の沿革
- ⑬ 新町村区域に於て町村長を得ることの能否
- ⑭ 新町村区域内の一級選挙人の員数
- ⑮ 新町村区域内の名望家
- ⑯ 新町村の住民でない財産を有する者

〔秋田県史〕第五卷

調査委員中の南秋田郡担当は佐藤敏郎・大崎雪・横山為定の三人、郡の実施委員は郡長土居通予・郡書記川尻豊吉・木村乾次郎・平野貞幹・畑井鎮三郎である。

中世・近世からの長い歴史のある村をいくつか合併して新しい村をつくろうというのであるから、その準備と調査は充分にし、その上住民の意見も聞く必要があった。

町村制は二一（一八八八）年四月二五日に公布された。憲法発布の一年前である。ドイツの制度をまねた進歩的なものと言われているが、新町村制は地方自治制確立の声に応ずるためにも効果的な地方行政のためにも、是非とも必要であった。これによって、町村のしくみが近代化され、住民の直接選挙による議会もはじまるのである。

新しい村の誕生によって、それまでの村は「字」として地名がのこることになった。各村に村長が選ばれ、助役・収入役がおかれ、事務をとる役所を村役場と称した。新町村発足によって、秋田県は一市一六町二二一村となった。

馬場目村・馬川村・富津内村・内川村・五十目村・大川村・面潟村などが、このとき生まれ、この行政区域のほとんどは、昭和三〇（一九五五）年の「合併促進法」による大合併の時期まで続くが、新町村編制は古今を通じての大合併であった。

現在県公文書館には、このときの調査や答申が多くの簿冊となつて保存されている。その表紙にはすべて「市町村制取調事務簿」と書かれ、「新町村区域下調之部」「編成之部老番」「編成之部式番」「戸長答申之部」「代表者答申之部」「経費之部」「実施順序之部」に分けられ、その調査は詳細を極めている。国家的大事業に対する県の意気込みの強さと合併事業の大きさを物語っている。

「編成之部老番」では、町村の大小によって一等から四等までに格付し、町村長から使丁までの員数と給料の額を決定している。例えば、三等は三百戸以上五百戸未満とし、町村長一人その月給は一〇円以上一五円以下、助役一人・収

入役一人・書記二人・使丁二人と決めその月給額も決めているのである。「経費之部」では、旧各村の税その他の負担額をことごとく調べあげて表にし、新町村編成毎にまとめてある。

「代表者答申之部」では、各村の代表者の答申の綴であるが、例えば上樋口村代表者鳥井寅吉の答申には大川・下樋口・石崎・西野・谷地中の五カ村よりも、大川を外して上樋口村を加えた五カ村で新村を作りたいとし、役場は西野が適地であるとしている。村名は西野・上樋口・谷地中の一字をとり西樋谷村としたいとしている。しかし、県の案は上樋口を馬川村に入れてある。また、高崎村代表館岡清四郎は、高崎・久保・館越・上樋口の四カ村合併の県案「馬河村」に対し四つの村が合併する「四ツ会村」だから「世智<sup>セチ</sup>会村」としたいと答申している。

明治二十一年 市町村制取調事務簿

編成事由之部（関係分以外略）

南秋田郡に在ては五十目村・馬場目村・大久保村・一日市村・船越村・川尻村は、従来の独立にして新制度の上にて、法律上の業務を負担するの資力あり、且之に加うるの村落なきを以て在来の通り独立せしむ故に記事を添付せず

新町村名 馬場目村 旧町村名 同

人口二〇八二人 戸数三〇一戸

新町村名 馬河村 旧町村名 上樋口村 久保村 高崎村 館越村

人口一五六人 戸数一六四戸

合併を要する事由

上樋口・久保・高崎・館越の四ヶ村は、いずれも法律上の業務を負担して独立せしむべき村柄に無之、此四ヶ村を合するもなお且充分の資力ありというを得ず、然しその地形の不便、人情の異なるため他と合併するを得ず、

此区域中上樋口村は他の区域に入らん事を望むと雖ども、残り三ヶ村にて一団体をなさしむるの力なきを以て、この意見を採らず合併するものとす。

沿革

高崎村は明治六年槐新田村を合せたるものにして、他の三ヶ村は古来独立の村柄なるを以て沿革の記すべきなし。

新村名撰定の事由

馬場目川の流水を以て田地を灌漑する村々なるを以て此名称を付す。館越村に於ては、村名を世智<sup>セチ</sup>会村とせん事を望むと雖ども、適切ならざるを以て採納せず。

新町村名 五十目村 旧町村名 同

人口三九五〇人 戸数七八五戸

新町村名 富津内村 旧町村名 中津又村 富田村 下山内村

人口二〇二四人 戸数三〇七戸

合併を要する事由

地形の便をはかり人情の差違なきを察し、此区域を造る村民の意見を問たるに、もつとも熱望する処なりと答つ、茲に於て中津又・下山内・富田の三ヶ村を合併する事とせり。

沿革

下山内は往古山内村と称せしが、同郡中同一の村名あるを以て明治十三年下の字を冠する事となれり、その他の二ヶ村は古来の一村にして区域の名称の変革なし。

新村名撰定の事由

各村の文字を交互に参酌したるものにして、人民に於ても亦満足する処なり。

新町村名 内川村 旧町村名 浅見内村 小倉村 湯ノ又村 黒土村  
人口一四七八人 戸数二五七戸  
合併を要する事由

浅見内・湯ノ又・小倉・黒土の四ヶ村はいずれも小村にして、法律上の業務を負担するの力に之し、此四ヶ村を合するもなお且充分の資力ありと認めがたし、然れ共此地方たる隣郡に接する偏隅の村落なるを以て、不得止これを一団体とせり、人民に於ても亦可としたるの区域なりとす。

#### 沿革

四ヶ村共開村の年暦詳ならずと雖ども、古来よりの一村にして区域名称の沿革なし。

#### 新村名撰定の事由

此区域を貫通する川を浅見内川と称し、各村の田地を灌漑し、末終には八郎湖に入る。すなわちその川名を節略して内川の文字を得たり、人民に於ても適當なる村名なりと答えたり。

新町村名 大川村 旧町村名 大川村 谷地中村 下樋口村 西野村 石崎村

人口一八三二人 戸数二七七戸

#### 合併を要する事由

大川は国道に沿い駅路の營業をなし、此区域中にては資力も一等の上位にありと雖も、その他はいずれも小村落なるを以てこれを合併する事とせり、大川を除きたる他の四ヶ村に於ては大川と合併するを好まず、上樋口村を加えて一団体をなさん事を望むと雖も、戸数は僅かに百八十戸に至らず、上樋口は馬川村より除くべき地形にあらざるを以てその民望を採らず、大川の切望を採りて五ヶ村の合併とす。

#### 沿革

大川・谷地中・下樋口・西野・石崎の五ヶ村共、みな古来よりの区域にして沿革の記すべきなし。

#### 新村名撰定の事由

団体中の大村は大川村にして、その他はいずれも小村ナルを以て大村の名称を付す。

明治二十一年 市町村制取調事務簿

#### 戸長答申之部

本年八月十五日御達により本月三日より郡下各戸長を召集し諮問会を開き、会了の後各戸長より別紙答書を提出せしめ調査の上郡内相纏め小官の意見左に陳述仕候

第一 御諮問按中左記の新町村に於ては区域・名称・役場位置共に当該戸長並に小官に於ても異見無之候、但便宜の爲め新町村名を記載して、その区域を題票す、以下倣之。

一 大川村 一 五十目村 一 馬場目村（関係分以外略）

第二 左に列記の町村は関係戸長に於てその区域并名称・位置等につき別紙答申書の通り意見有之候得共、小官に於ては御諮問案の通にて適當と認候、その理由は各項毎に付き陳述仕候。

#### 一 馬河村

右は新村区域并役場に於て意見無之候得共、名称河字を川に改め度趣当該戸長の意見に有之、小官に於ても同感に有之候条、御改定相成度候。

新町村区域 中津又村 富田村 下山内村 小倉村

新町村名称 富津内村

役場位置 下山内村

右は原按区域に小倉村を増加し、以て一区となさんとす、右は関係戸長意見を異にすと雖も、畢竟するに互にその直接関係の村落に資力を多からしめんとするに在るべし、然して会場の輿論とする処は小倉村を以て本項内に組入るるの精神に有之、本職に於ても亦これを適當と認め申候、名称は小倉村を合するも亦本項の如くにて不可なきものと当該戸長の意見も有之候に付、本項の如く取調候。

新町村区域 浅見内村 湯ノ又村 黒土村

新町村名称 内川村

役場位置 浅見内村

右は原按に於てこれに小倉村の一村を加えられたるものなるも、前項に説明致候如き理由なるを以て、該村はこれを省き、以て三ヶ村を一区となすも敢て負担に堪えざる事無之と被存候。(関係分以外略)

答申

町村制実施に前さきがけ新町村の区域その他の儀に付御諮問に対し部内民意のある処を代表し、併せて本職の意見を左に呈出す。

一 第一新村の区域

大川村・下樋口村・石崎村・西野村・谷地中村の五ヶ村を合せ将来一村となし、これに自治の制を布くは民意の帰する処にして、本職に於ても亦相当と存候。

一 第二地勢及交通の便否

地勢は東北馬場目川に沿い、西は八郎湖に面し、南は田圃広潤、その間四通の経道ありて交通便宜しく、その幅員は東南の距離二十三町、西北僅か三町に過ぎず(略)将来一村となすも人民の不便を感じる如き事なきを確認せり。

(略)

一 第三人情風俗の合否

人情は古来同一にして太た親睦ムツせり(略)風俗は質朴にして何れも異なるなし。

一 第四新村の名称

御諮問案に於ては大川村の名を存せられたりと雖も、組合五ヶ村中特に西野村は地価も多く力ある村柄に付、大川西野の村名を交互参酌し川西村と名称を付するは相当の儀と存候。

一 第五新役場設置の場所 大川村

此場所たるや五ヶ村の中央にあらず、西に倚ると雖も、沿道なるを以てここに役場を設くるれば新部内の便利と存候。

一 第六資力及町村税負担の堪否

現今の制によれば此五ヶ村に於て負担する処の村費経費は、前年度以来の統計によれば尙か年金六百五十四円にして、地方税支弁に属する町村吏員の給与額を加うれば合計金九百八拾五円となれり、而して将来町村制施行の日にては、現今地方税支弁の分も亦町村税負担に帰するを以て、いかに省略を加うるも尙ヶ年の計費はおよそ七百円を要するものと信認せり。この費目たるすなはち村吏員の報酬・給料・使丁の給料を合せて三百五百円、残り三百五十円は役場諸費・学校補助費に充てべき事として予算せり由を、これを支出せしむべき税源を探るに、地価金拾壹万八千三百九拾六円六拾三錢四厘、戸数貳百七拾七戸、営業税を納むるもの六拾戸、その営業税額は金四拾八円三拾錢とす。この資力により賦課せしむる割合は地価は制限に過すとして、戸数割は尙戸平均壹円、営業割は営業税十分の二を定率として算出すれば金七百五拾三錢四厘を出す事を得、これより新村費用七百円を差引くも、なお多少余裕あるを以て人民に於て敢て困難を感じる事なきものと信認仕候

右答申候也

二一年の「新町村区域下調之部」の中の「南秋田郡新町村調」では、担当委員の横山為定、大崎雪の名で県知事に報告している。その前書で、「町村ノ分合ハ三百戸以上五百戸以下ヲ標準」として自治団体をつくるという。また「町村税五百円以上ヲ負担シ得ヘキモノハ之ヲ独立ノ町村ト」するともいつていて、独立の資格のあるのは五十目・馬場目・大久保・寺内・船越・払戸・典農・一日市の八カ村だけであると報告している。さらに、新町村区域案のひとつひとつについて報告は詳細である。五十目の分だけ示しておく。

村名五十目 戸数七七五 地価二五、三九八 営業・雑種税一、〇四九 旧経費額二、七八一

新負担力一、〇七六 比較増減一、七〇五

名譽職ノ有無 有り

本郡内著名ノ大村ニシテ商業亦土崎二次クノ所トス、戸数モ多ク資産家モ夥多ナルヲ以テ町村吏ノ如キモ名譽職ノ者ヲ得ル難キニアラス

備考 現今ハ五十目村ニ役場ヲ置キ久保・館越・高崎ノ三ヶ村ヲ組合セタリト雖モ、五十目村ハ商家多ク市街ノ体裁ヲナシ外三ヶ村トハ民情相合ハス常ニ町村会ノ如キハ軋轢ノ道場トナル事頻リナリト云、其原因三ヶ村ハ地価多ク五十目ハ戸数多ク営業者多シ之力為メ地価戸数営業割ノ配分ニヨリ例ツモ苦情ヲ生シ、五十目ノ方ニテハ非

常ニ三ヶ村ノ合併セサラン事ヲ企望セリ、日独立スルニ余アルノ資格ヲ有スルヲ以テ他ヲ合セス独立ヲ存セシム、新負担額ノ資力旧経費ヨリ少ナキハ乃チ地価ノ少ナキニヨルト雖、営業盛ナル処ナルヲ以テ之ヲ補フ事ヲ江ベシ、譬補ハズトスルモ千円以上ノ資格アルヲ以テ経済ヲ維持スルニ困難ナル事ナシ

下調などを読むと、村名の由来がわかる。馬川村は馬場目川の水を灌漑に使っている地域であるので、馬河村が初めの案であったが住民の意見で馬川村に落ちついている。内川村は浅見内川に添った村であることから、おしまいの二字をとったものであり、大川村は合併五カ村中の大村の名をそのままとっている。富津内村は富田・中津又・下山内から一字ずつとって新村名としている。

名譽職の有無というのは、村長になり得る力倆才腕人格の人物の有無をいうものであるが、中には「ナシ」と書かれている村もあり「山間ノ村落ニシテ知識ノ進歩モ低ク絶体ノ名譽職ヲ出スハ難事トス」などと報告している。これは士族官僚の偏見である。なぜなら、村の自治は近世を通じて肝煎を中心に行なわれており、なんの不都合もなかったのである。

「実施順序之部」には内務大臣山県有朋よりの二一年六月二三日付の町村会・町村長・助役の選挙の続き順序についての訓令が綴られている。選挙人名簿を作つて町村会議員を選出し、町村会は町村長を選挙する。町村長は議長を兼ね、つづいて助役を選挙するとなっている。選挙の指導を郡長がするしくみで、官僚主導型である。

村長は村会が選任する間接選挙になっていて、さきに村会議員を選挙する。選挙に参加できるのは「公民」でなければならぬが、町村制七条但書に満二五歳以上の男子で一戸を構え禁治産者でないものを「独立の男子」とし、その中から七条本文にあるように、日本人であり二年以上その村の住民となり、村の負担を分担し、村内で地租を納めるか、直接国税年額二円以上を納めている者を、「町村公民権」をもつ公民とした。公民は大変少ないことになる。

二二年に村役場が開設され、四月八日初の村会議員選挙を行なった。選挙人名簿にのった公民は選挙人は一級二級に

区別されているが、村の総税額を基本に有権者のうち最高の納税額者から順に累加し、その額が総税額の半分になるところまでの人が一級有権者となる。したがってごく少数の富裕者だけが一級議員を選挙した。被選挙権にはこの区別がなかったから、どちらに立候補してもよかった。

五十目村 一級議員 菊地永吉・渡辺良助・菅原惣助・福田仁兵衛 二級議員 渡辺綱松・北嶋孫吉・渡辺徳太郎・今村久四郎・松浦三郎兵衛・米田貞治・小玉富吉・荒川多一郎 村長 渡辺綱松 助役 谷田部忠珍 収入役 小玉倉吉 書記 渡辺綱一・菅原益成・高桑永之助 初代議長 菅原惣助  
馬川村 斎藤昌一・館岡兵助・猿田伝治・猿田勘右衛門・本間久吉・館岡徳五郎・武田松之助・一関吉五郎（四月十八日選挙）

五城目町の三年度有権者は、衆議院議員選挙権を有する者四二名、県会議員の場合は八二名、郡会議員の場合は七四名、町会議員の場合は二二名で、ひとにぎりの人数である。議員は名誉職で任期六年、三年ごとに各級で半数改選する。渡辺綱松が以上の手続きで五十目村長に選任されたのは、二二年五月、同じとき馬川村長には渡辺祐蔵が選任されている。また郡も一つの自治体で郡議会が設けられ、二四年五月町村から最初の郡会議員が選出されている。

次には、知事よりの旧町村からの事務引継ぎの要領が綴られている。さらに、共有財産及負債処分会場と日割の文書がある。大川・面潟・一日市・下井河の各村は、大川村を会場に二二年三月一三日午前九時より、五十目・馬川・内川・富津内・馬場目の各村は、五十目村を会場に一四日午前九時よりとなっている。

このような手順を経て、最後に「編成之部式番」で新町村を決定している。

#### 秋田県令第十五号

市制町村制実施ニ際シ有力ノ自治区ヲ造成スルノ必要ニ抛リ内務大臣ノ裁可ヲ経、市町村ノ区域別表ノ通編成シ明治二十二年四月一日ヨリ施行ス

明治二十二年二月十五日

秋田県知事男爵 青山 貞

その「町村区域編成表」によると、○大川村―大川村・谷地中村・下樋口村・西野村・石崎村 ○五十目村―五十目村 ○馬川村―上樋口村・久保村・高崎村・館越村 ○富津内村―中津又村・富田村・下山内村 ○内川村―浅見内村・小倉村・湯ノ又村・黒土村 ○馬場目村―馬場目村となっており、つづいて役場位置の表がつけられている。役場位置は四月に県告示で定められた。町村制公布から一年近い時間が経過して新町村がスタートしたのであるが、これに先立つ二月一日、「大日本帝国憲法」が公布されている。

#### 秋田県告示第三号

町村役場位置別紙之通相定ム

但町村長上任ノ後開庁スル義ト心得ヘシ

明治廿二年四月六日

秋田県知事男爵 青山 貞

南秋田郡 大川村 大川 馬川村 高崎 馬場目村 町村 五十目村 下夕町 富津内村 下山内  
内川村 浅見内（関係分以外略）

町村制の施行によって地方自治団体（自治体）が官僚主導の下で発足し、議会活動も行なわれるようになった。町役場には二七年の五十目村村会会議録が保存されているが、これが現在の五城目に関係する旧村の最も古い議事録である。この頃は問題があるたびに村会が招集され二七年は九回も招集をしている。議長は村長北嶋孫吉がつとめ、議長代理は助役谷田部忠珍、議員は二一名である。この年三月二六日議決の二七年度歳出入予算は、

歳入 一金参千式百八拾九円拾五銭四厘 歳入予算高  
歳出一 一金参千百六拾五円式拾銭四厘 經常費予算高  
一 金百式拾参円九拾五銭 臨時費予算高

合計金参千式百八拾九円拾五銭四厘

歳入出差引増減ナシ

となつてゐる。目につくのは道路改修の件で、内川村より山本郡岩川村へ通ずる道路開鑿について関係村組合という今日でいう期成同盟をつくり運動をしようとするものや、一日市街道・面瀨街道の修繕などが議案となつてゐるが、三月議会には「本村字新町馬場目川渡船場継続出願ノ件」がかけられてゐる。新町渡舟場は二〇年六月四日に渡舟賃を徴収して利用させるといふ許可をとつてゐたが、五月満期になるための継続出願を議決する必要があるたのである。渡舟場は旧藩時代から木山方の許可で新町が負担してこれまで至つてゐるという理由で、今までどおり新町一三名で維持するように出願することに決してゐる。

この年八月一日に起きた日清戦争のために、軍事公債に村費で約一五〇円の応募の決議をしてゐるのも目についた事項である。馬場目川架橋については、三一年三月二十七日の五城目町会で議事となつてゐる。これは郡事業と工事中のものであるとしてゐるから、郡道にかかる橋であるが、場所ははつきりしない。また、一月町会では、郡立養蚕伝習所設置の決議をしてゐる。

三三年の馬川村会の議事録では、赤痢流行による衛生費追加と五百円を超える五城目街道の九尺拡張と修繕が特に目立つ案件である。このとき、馬場目川には橋が架けられていたことが、議事の中から読みとれる。

### 五城目町誕生

二二年四月一日、湖東部の主邑として五十目村が発足した。このときの戸数は七百戸程を数え、初代村長に渡辺綱松が就任してゐる。二代目の村長は北嶋孫吉であるが、彼は問題の選挙でやりなおしをした二四年の選挙で県議員となつてゐる。郷土で初めての県議員は、一九年一〇月に補欠当選し、さらに二〇年・二二年の通常選挙で当選してゐる馬川村の館岡清四郎である。

### 秋田県告示第十三号

本年告示第十七号ニ依リ撰挙シタル南秋田郡 秋田市由利郡并雄勝郡撰挙県會議員ノ当撰者左ノ如シ

明治廿二年四月二十日

秋田県知事男爵 青山 貞

南秋田郡男鹿中村滝川	目黒 貞治	
同 郡太平村目長崎	嵯峨 重良	
南秋田郡 撰挙	秋田市中谷地町	内山 五郎
秋田市	南秋田郡馬川村高崎	館岡清四郎
同	郡北磯分村北浦表町	田沼良之助
(以下略)		

ほかに、二三年補欠・二四年の伊藤弥吉郎(馬場目村)、二八年・三〇年・三二年の大石喜代治(富津内村)、四〇年・四四年の児玉忠太郎(五城目町)がゐる。北嶋孫吉は、後初代五城目町長もつとめてゐる。

五城目町となつたのは、二九(一八九六)年一月一八日であるから、さきに紹介した三一年議事録に町会とあるのはそのためである。それまでに五十目村は着々と産業・行政等の面で地歩を築いてゐた。

一九(一八八六)年六月二〇日に設けられた秋田大林区署五十目派出所もその一つに挙げられよう。このとき県内に五小林区署・一一派出所が設けられてゐる。五城目は広い国有林野をバックにした木挽業・木工業を中心とした木材の町であつたから、この役所がおかれて当然であつた。二三(一八九〇)年五月に派出所が小林区署に昇格、五城目営林署と改称したのは大正一三(一九二四)年である。二月二〇日大林区署が秋田営林局となつたから、このときである。明治最後の年四五年五月現在の署員は林務属二(内署長一)・林務助手一・林務主事七の計一〇名の中規模の署で、署員は「山役人」と呼ばれて海軍士官に似た服装をし短剣を下げてゐた。

戸数が多く、役所がおかれ、経済活動の活発な五十目村に町制がしかれるのは当然であった。県に提出した願書は次のようである。

#### 村名変更之儀二付願

本村ハ往昔五城目采女頭ノ居城ニシテ、浦大町・山内・馬場目・上樋口ノ城廓ヲ統轄シ五城目町ト称シテ一城市ヲ為セリ。後秋田騒動ノ際秋田城之助<sup>マ</sup>ノ為メニ五城主ハ悉ク滅サレ、城廓廢殘シタルモ依然町名ヲ存シ、城之助奥州三春ニ徙サレ佐竹公御遷封アラセラルルニ及ビ憚ルトコロアリテ五十目村ト称ス。寛政年間ニ至リ郡政ヲ統轄スルニ便ナルヲ以テ郡方役屋ヲ設ケ大久保村以北四十五箇村ヲ管轄シ、維新置県ノ際ニ至リテモ扱所ヲ設ケ区内ヲ統轄セラル。現今ニ及ビテハ人家稠密街衢整正、町ノ体面ヲ存スルノミナラス戸数、人口、地価、物産並ニ輸出入物貨ノ夥多ナルコト別表之通りニシテ、就中本村酒類ハ重要ナル物産ナリトス、而シテ本村ハ秋田市、土崎、能代ハ勿論ニシテ多クハ北海道ニ輸出セリ。酒類ハ管内第一ノ造額ニシテ其ノ販路ハ秋田、土崎、能代等ナリ。殊ニ本村ノ位置ハ秋田市・船川港・土崎港、能代港、阿仁鉾山ノ中間ニアリテ各九里ノ道程ヲ隔ツ、実ニ四通五達ノ要衝ト謂フベシ。故ニ従来月六ケ度ノ市場アリテ日用品ノ売買ヨリ百貨ノ輸出入ニ至ルマデ商業ノ頻繁ナル郡内右ニ出ツルモノナカルヘシ、本村ノ商況斯ノ如ク繁劇ナルニ從ヒ物産ノ販路モ亦益々拡張スル今日ニ際シ、依然村名ヲ襲用スルニ於テハ人々ノ感触ニ影響ヲ及ホシ、商業上ノ信憑如何ニ關係スルコト鮮小ナルザルヲ以テ町名ニ改称スルハ衆人ノ熱望ナリトス、依ツテ今般村会ノ決議ニヨリ前条ノ縁故ヲ以テ自今五城目町ト改称致度候条、特別ノ御詮議ヲ以テ願意御採用被成下度此段奉願候也

明治二十八年九月二十七日

南秋田郡五十目村長 北嶋孫吉

秋田県知事 平山靖彦殿

この願書を出した三カ月余の後、五城目町が誕生している。願書の歴史的記述や村名の由来に大変な誤りのあることは、古代・中世・近世の歴史を読みすすんで来た今、明らかであろう。このときの町名決定に至るいきさつや、村会での議決を跡づける議事録などは現在失われてしまっている。

時あたかも日清戦争に勝利して、わが国の近代化が自信の歩調を響かせ始めたころである。町となった五城目の近代化も、このころから進み始めると言つてよい。二二年土崎港町・二七年船川港町が発足しているから、五城目町は郡内三番目の町である。

#### 地名・町名・村名

地名は祖先の残していった貴重な文化遺産であり、歴史を物語る無形文化財ともいえる。「五城目」という町の名前の由来は、町民のだれもが一度は考える問題であろう。

郷土は古代一〇世紀に「率浦郷」とされたところである。これは古代の人びとの集落のできた場所、生活圏の地形から生まれた名前と想像できる。と同時にまた、「率」の意味から「果て」の郷ともとれると古代の章で述べたとおりである。中世に入って、このあたりには磯見浜や石崎というイソのついた村ができたし、浦横町というウラの地名をひきついだ村もできている。五城目の名前がはつきりするのには、町政がしかれてからであるが、以前の地名をさぐってみると、中世で述べたとおり「五十目」と書いているし、近世に入つてからも「五十目」「五拾目」などと表記されている。

中世の五十目は、多分イソノ目と読まれたと思われる。イソすなわち海岸または海岸に近い川岸の船付場に発達した村という意味である。しかし、近世に入つてからもイソノ目と読まれたかどうかはつきりしない。近世中期から後期にかけては、五十目と五拾目が混在し、五十野目というのも文書にみえるから、読むには「ゴジュウノメ」であったと考えてよい。イソノ目はいつの間にか、ゴジュウノ目と読まれるように変わつていったものであろうか。

注目されるのは、元禄時代から「五城目」というのがでてくることである。『奥羽永慶軍記』に「五城目兵庫」とあ

るのがそれで、五城目城主として戦場で活躍している。秋田安東氏の部将であるが、奥羽永慶軍記は中世秋田氏などの興亡を描いた元禄年間の著作であることは、すでに紹介してあるとおりである。中世には「秋田氏分限帳」によると、五十目兵庫・五十目新三郎とあって、五城目とはなっていないから、少なくとも元禄年間ごろからの呼び名であろう。そして、江戸時代末に近づくくと五城目と書いたものも目につくようになる。菅江真澄も『遊覧記』の中で、いく度か五城目と書くのである。

五城目がこのころになって出てくるのは、五拾目などとはつきり文字どおり読むようになって、それを中世の城跡の多い土地と読みの音にかけて当て字したためであろう。新町名に五城目を決めたのは、すでに一般で相当用いられていたからであるとも考えられる。

石井三友『秋田繁昌記』の地名考に、五城目「市」に集まる人びとは、村に通ずる五条の道を十里四方からやってきたので「五条十里」の集まる所、すなわち五十目であるとして文字どおりの読み方をして説明している。これはイソノ目の説明にならないが、このような説明が出てくるだけ江戸時代末には一般的に「ゴジュウノメ」と呼ばれていることを示すとともに、市を中心にした繁栄の様子がしのばれるのである。

町政施行の願書にある五城目の故事の誤りは別として、新町名に五城目としたのはまわりに五つの城をひかえたその中心地という意味をこめてである。この説は、イソノメからの転化説よりも、近い中世の史実をもとにしているだけに説得力ももっていて、いちがいに俗説といえない点もある。五つの城説は、城が五つではなくたくさん城（館）という意味であろう。

なお、「ゴジョウノ目」か「ゴジョウ目」かは、二九年一月一八日付「県報」の告示の部に掲載されているのが、今日に残る唯一の史料である。はつきりと「ゴジャウメ」と読みがなをしてある。この読み方が正しい。「ノ」の字はない。

#### ○秋田県告示第四号

明治二十三年法律第七十七号ニ依り管下南秋田郡五十目村ヲ<sup>ゴジャウメマチ</sup>五城目町ト改称ス

明治二十九年一月十八日

秋田県知事 平山靖彦

村からの申請には「ゴゼウメ」とかなをつけている。いつからかは不明であるが現実には「ゴジョウノメ」とよばれるようになった。やがて本町の町名の「ゴジョウメ」という人が多くなった。五カ町村合併の新五城目町は、「ゴジョウメ」である。その他町内の地名について、簡単にふれておきたい。

馬場目 これは大きな城下町の場合は、馬の調教所であった所の意であるが、馬場目の場合は崖（ハマ・ハバ・マ・マ・ババ）や広場の意である。すなわち、川にそった崖のある谷あい場所をあらわす地名である。

水沢 もと火沢といった。鋳物師のタタラのあった所であろうか。ところが、しばしば火事があったので、縁起のよい名にかえたという。

坊村 修験の寺院、「一坊」のあった村である。

町村 マチは①田・ひとかこの田地 ②市場の意味がある。記録には、五城目市のはじまりは町村の市であるとある。市の立った村という名前である。浦横町のマチは田の意味であろう。

館越 館越は中山や岩野山の砦から派出した集落かも知れない。タテノコシもタテのふもとという意味で集落立地の地形を意味。

寺庭・門前・帝釈寺 寺社の近くやそれを中心とした集落名である。

大手 これも前項と同じであるが、この場合は寺でなく城館である。

樋口・高樋 ヒグチ・トヨグチは泉の湧く所の意味と、用水路の分水する所という意味もある。この場合は後者である。高樋も同様。

屋敷 大川では東屋布・西星布がある。村または裕福な村の意味。  
久保・野田・谷地中 湿地・低地の意味。  
悪土 川ぞいの低地である。

落合 川の合流点で全国に多く分布する。また、道路が交わる所。

このように地形からの命名は非常に多いから、郷土の地名もまず地形から考えると解明されるものも多いであろう。  
乙市 前項の考え方から、乙の字形に曲った川や海岸のことで、川の湾曲部にある村ということになる。

山内 ナイがつくとアイヌ語とする向きが多いが、実はアイヌ語で命名した地名は意外にもゼロに近い。サンナイは鉄師に従い製鉄を業とした人々の集落ということで、他では三内と表記する所も多い。製鉄・鍛冶・鋳物関係の地名は郷土に多い。例えば、多羅羅台(中津又・久保・大吹沢(馬場目)・タタラの堰(大川)・金糞沢(町山・白水沢)・火沢などである。

小倉 オグラまたはコクラ。高倉に対していう。小高い所にひらかれた田。いい伝えには、山内城の米倉のあった所という。

高田 高倉と同じ意味。高い所にひらかれた田のある村。

滑多羅 これもアイヌ語と思われるが、そうではない。ナメは滑らかな、岩の上を水の流れる所という意味。タラは平らな、断面の滑らかな緩斜面。すなわち、ゆるやかな斜面と溪流のある所という意味をもつ地名である。

原島 バラジマと読む。荒地の意味。

富田・八田 上はホタ、下はハツタと読む。ホタのほうは文字どおりトミタとなったもの。ホタ・ボタは土手・堤から湿地の意味があり、ハツタは湿地の意である。

兀・兀ノ下 禿・禿ノ下と書くのが本当であろう。また所により八景・八慶・発気など表記は多くに分かれる。ガ

ケからの転化との説もあるが、「はけひ」ヨメナ、フキノトウなどの意味のあることはから出たもので、春早く食用草木類の生える所という地名である。所によつては、バッケというのものもある。

### 産業の発展

県の中心産業が農業であることには変わりがなかったから、県の勸業政策は即勸農政策であった。明治に入つてからは、県の肩入れもあつて農業技術の面では著しい進歩を示している。

各小区に勸業掛をいち早くおいて、一年にはその掛で構成する勸業議会が設置され、種苗交換会が開かれる運びとなる。さらに一六(一八八三)年には全県を六農区に分け、農区委員をおいている。こうした運動や県施策の中心となつて活動したのは、森川源三郎・斎藤宇一郎・石川理紀之助等であつた。

石川理紀之助は、民間の農業振興運動を「通産調」に具体化している。この調査は、南秋田郡を中心として全県に及び、それぞれの村の歴史・現状・産業・産物・土壌・地力・適した産業と作物などを詳細に調べあげてある。郷土は、理紀之助の豊川村と近いこともあつて、師事する篤農家も多く、石川家との血縁も少なくなつたから、「適産調」の各村でのプロジェクトチームが作りやすかつた。その「通産調」の最初が二九(一八九六)年富津内村であつたことなど、そうした背景を物語っている。そのとき理紀之助は五二歳、協力者は大石孫右衛門・椎名儀一郎、自費で調査を実施した。五城目・馬川を調査したのは、三三(一九〇〇)年四月二二日から二六日までであつた。大川村の調査がかわり「適産調」がなつたのは三二年夏のことであつた。

適産調の具体的な調査活動について『富津内村史』から紹介しておく。

○明治二十九年秋、十余名の実地審査員を設けて富津内村において適産調を実験し、その結果を当時の郡長木村順蔵が大いに評価し、郡会の決議により郡費を補助し、郡事業五ヶ年計画とした。また実施町村もそのため(略)経費を補助し、なお足りない分を有志寄付によつて補つたという。

- 富津内村適産調が最初である。
- 適産調の実施は、前調・実地監査の二つに分けた。
- 前調——その村に関する統計、諸帳簿、絵図等。さらに人情、古今の風俗、経済上の参考になる書類、口碑などを実地の前に調べる。
- 実地監査——耕地、宅地の実地について、岩石、土壤、地勢、被害、果樹等を調べる。
- 最初村の最高地に登り、その村の地勢成立を考える。
- 監査の組合をつくり、組長をおく。
- 毎朝二時におきて、その日着手すべき字毎の見取絵図を作る。それを各自が持ち未明に食事をおえ夜明けを待つて仕事をすする。
- 十一時に一旦帰舎して、各組合で討論してその結果を理紀之助に見てもらって決定する。甚しい差がある時は再調査。
- 昼食後一時間休憩。その後、受持絵図の土壤別説明を記録、反別計算。(略)
- 暇があれば、岩石土壤研究、修身経済等の談話、善行談、忠告会を行なう。
- 就寝夜九時。
- 常に自分は難に当り、人に容易なことをゆずり和合を本とする。
- 公共心の必要、風俗の矯正、(略)善行を重んじることを示すため、古今の功労者を村落毎に事蹟を調べ賞功式を行なう。
- 一ヶ村監査中、休日一日。(たいてい雨天の日とする)
- 一村監査終了すれば、各組一同参考地を巡視し理紀之助の説明をきき、慰労宴をして別れを告げた。宴は一時間を行なう。

以内とした。

(『富津内村史』富津内村役場)

適産調 (五城目町)

明治二五年現在

田 五五町四反四畝九歩

畑 一八町五畝二八歩

宅地 一七町八反五畝七歩

山林 三三町九反三畝二一歩

原野 七町五反八畝九歩

明治三一年現在

国税 六七八円九九銭二厘 地租

一〇〇〇円六四銭四厘 営業税

県税 一五三五円三〇銭六厘 戸数割・営業税

町税 三四九九円八八銭一厘

五一九円二七銭八厘 夫役割

所得税 九二円一〇銭八厘

運賃 二三七五円(馬車一三・駄馬六〇、賃金収入一日平均五〇銭、年二五〇日の見積)

出稼賃 一五〇〇円(北海道へ出稼員平均五〇人、一人賃金三〇円)

五ヶ年平均

田 収穫 米 二石七斗 小作 米 一石三斗五升  
畑 収穫 大豆 六斗 小作 米 三斗五升

明治三十二年七月現在

商業者戸数 二七六戸 人口 二八二人(男二二九・女五三)  
工業者戸数 二八五戸 人口 二六八人(男二五五・女一三)  
農業者戸数 一五戸 人口 三二人(男一八・女一四)

適産調(大川村)

人員 二〇二五人 戸数 二八九戸

馬数 一五四頭

反別 合四二〇町一反五畝四歩

内 田三五八町四反二三歩 畑 四三町三反九畝一三歩

宅地一六町二反六畝 原野・山林 二町八畝二八歩

反別と収穫と小作米の歩合

田 合計三五八町一反五畝四歩

収穫 三〇一石二斗

小作米 一〇一八石三斗一升 残米 一九九二石八斗九升

(五ヶ年平均一反に付、この割出實際の見込は八斗四升)

県通牒による村地誌より(一一年七月一五日)

久保村 民業農(男二三戸女二五戸) 日雇三戸

人口 (男九九 女七六) 計一七五

村役場 七年七月一日より本村一関重右衛門宅を借りる

田 二四町一反九畝一四歩 畑 四町九反三畝二二歩 宅地 七反四畝一四歩 山林 三三町一反四畝二

〇歩

明治五年五月馬川村の石高

館越村 一六一石七斗七升七合

上樋口村 四八六石三斗八升九合

久保村 一六九石八斗五升六合

高崎村 四一八石七斗二升八合

槐村 六八石七斗四升二合

この当時、勸農政策の中心となつたのは、①腐米改良 ②乾田・馬耕の奨励 ③耕地整理と灌漑排水の改善 ④産米検査の実施 ⑤換金作物の奨励 ⑥堆厩肥の増産と合理的管理、というようにまとめることができよう。これは今日の米づくりにもそのまま通用しそうな課題である。腐米というのは、乾燥するのに畦畔に稲束を立てるだけでは、いわゆる濡れ米になってしまい、乾燥不十分のままに腐敗するということが、県産米の大問題であった。稲ぐいに掛けるようにさせようというのである。乾田・馬耕の問題は、全部といってよいくらいの田が湿田で、農作業の能率があがらないばかりか馬を入れて耕起するのは不可能であった。耕すときに深く起しておくことが地力を高める第一歩であるから、まず馬のはいれる能率的な乾田にしなければならなかった。そこで乾田・馬耕講習会が各地で開かれるようになる。

三〇（一八九七）年以前は、平均反当一石四斗から一石七斗で、文六返・白川・北川・丹穂・名古屋白・赤助などが主な品種である。四〇年にかけては、関山・白川・五郎兵衛・細桿・短穂・宇兵衛・奈良錦・豊後・名古屋白・河辺糯などの品種で、反当一石九斗から二石二斗と増加し、馬耕起耕が次第に多くなる。肥料に過燐酸石灰が登場し、使用者がふえている。秋田県の収穫反当平均は次のように変化している。

明治12〜31	一石一斗一合
同 32〜45	一石三斗六升一合
大正2〜15	一石七斗三升五合
昭和2〜24	一石九斗二合

県の勸農政策は、米づくりの技術改良にかたよったところがみられ、石川理紀之助の運動は農村経済と農民の精神生活に重点をおきすぎたきらいがあり、農業全体のバランスや土地問題にまで切りこんで考えることが欠けていた。実は明治に入っても、農地・用水・入会地・草飼山をめぐる問題は本質的にはなにひとつ解決されておらず、今日当時の村方文書として残るものにそうしたトラブルをめぐるものが多いのである。

たとえば五年の大区小区制の一度目の編成替えがあった年の七月、第四大区第二小区秋田郡高崎村副戸長館岡兵助の名で、戸長斎藤東右衛門・小武海与兵治へ出した願書などが、明治早期のそれである。高崎村の草飼山行内沢に対する久保村民の入会無視についての訴えがその内容である。このトラブルは江戸時代宝暦年中（一七五五ごろ）からつづいているものである。八月には、高崎村館岡茂兵衛・館岡助右衛門から戸長に対して、川ぞいの畑の境界について訴えが出されている。

高崎村ではさらに翌六年一〇月に、第一大区第一小区羽後国秋田郡高崎村総代館岡茂左衛門・伍長館岡重四郎の連名で、「草飼入会地処検査願」を秋田県権令国司仙吉宛に提出している。富田村寺沢と馬場目村悪しなへ山の入会地を新行政の時代でも確保しておきたいという、一種の先制攻撃的な訴えと思われる。草飼山の確保は、農業の絶対必要条件である。この種の願いや訴えは、さらに民事訴訟にもちこまれるものも多く、役所や裁判所は混雑していた。

今までの農地・入会地の確保の外に、新しい土地を生み出すこともしている。下山内村の大石孫右衛門は、六年から一九年間も村総代・戸長・村長をつとめ、その間富津内川の中島地区の彎曲部をショートカットして流路を変え流れをよくしているが、この河川路の新しい土地に約五〇ヘクタールを開田しているのがそれである。彼は下山内から小倉に通じる道路も改修している。月斎というのは彼の俳号である。

新しい土地を得るひとつとして、国有地払下げ申請がある。「官林民有二御引戻申請書」を馬川村長館岡徳五郎外一一名の名前で、二九年一月二八日に提出しているのが、その一例である。行内沢百四十四番官有地は、もともと郷山であるというのがその理由で、資料として制札の写しがつけてある。「高崎村之内東八片平林沢より漆木沢山佐藤四郎沢山右三ヶ所、西八割沢限り、北八富田村山境横長根道限禁札立置候間、下枝にても剪取べからざる候也 正徳三年三月日 小野岡市太夫」が、郷山制札であるとしている。

一八年五月には富田村でも寺沢について、県にクレームをつけている。寺沢は高崎村との入会になっている場所である。

富田字寺沢四十及百四番山林

右二筆従来田地旧高七十五石の水野目御礼山にて、宝永元年十一月旧藩御老中小野崎権太夫、戸村一学の高札拝領罷在候処、文久元年中明山願申立、願済にて免税伐採自由致来候処、明治十一年山林原野改正の際官有地に相成候事

右之通りに相違無之候也

南秋田郡富田村 代理人 椎名 忠治

明治十八年

五月

秋田県令 赤川巖助殿

原田 文六<sup>㊦</sup>  
戸長代理用係 大石喜代治<sup>㊦</sup>

〔富津内村史〕

新しい時代になったといっても凶作不作がなくなった訳ではない。明治二九（一八九六）年・三〇年・三五年とこの地方は凶作に襲われている。石川理紀之助は『救荒植物図解』に「昨明治三十年は不作のため山間村落大いに窮迫し、いまだ積雪中にワラビを掘り飢えしのぐもの多」いありさまであったと書いている。

### 農家の支出

地租改正で租税は金納となった。一〇円の地租を納めるときは、四百円の地価に評価される土地をもっていることになる。これを田に当てはめてみると、次のような計算になる。

反当りの地価

①最上位村の上位田 三一円三二銭七厘（畑二二円七二銭）

②最下位村の下位田 一〇円八二銭二厘（畑三三円七六銭七厘）

一〇円の地租を納めるには、①の場合一町二反八畝 ②の場合三町七反となる。中堅農家一年間の支出は、次のような計算になる。

田 二町二反二畝一八歩 自作

此収穫 米二六石四斗

此代金 九二円四〇銭（一石三円五〇銭）

内 金一七円五〇銭 地租金

金一円二五銭一厘 村費（地租金一円に付七一銭五厘）

金五円三五銭五厘 地方税（地租金一円に付三〇銭六厘）

金三八銭五厘 備荒貯金（地租金一円に付二銭二厘）

金三円六七銭五厘 種籾一石七斗五升代

金四〇円六八銭八厘 人足四六五人代

金三円五〇銭 農具修繕代

金五円八四銭 農馬飼料代

ズ 金七八円一九銭四厘 残一四円二〇銭六厘

（『石川理紀之助翁の適産調』石川会）

船鑑札御下渡願

舳漁舟 間敷 舳より舳まで沓間式尺五寸

定繫場処 馬場目川

御鑑札返上

右者は迄営業罷在候所、右船太政官第拾三号公布を以船税則御改正に付口則二基キ今後尚営業仕度候間、御鑑札御下渡被来下税金及御鑑札相濟、此段相願候也

南秋田郡久保村 一関 長吉 ㊦

明治十七年十一月

二町余の田地をもつ中堅農家でさえ、計算によるとわずかに米にして四石しか残らない。金にして一四円余りである。生活費にもならない。そこで、川の鮭漁をしようと川舟をもつても「船税」がとられるというしくみである。これでい

くと、小農・小作人の生活はわれわれの想像を絶する苛酷なものである。農民はなにか事があると貸金業者から借金し、その結果首がまわらなくなった。しかも貸金業者は地主が多かったから、借金のかたに田地をとりあげられるという悲劇がおき、特定の地主への土地集中がみられる。大川地域の田地をみると、村外の特に五城目の不在地主がその大半を所有しているのである。

小作契約もほとんど口約束で前時代と変わるところがなく、その契約も地主に有利なものが多かった。大正一〇（一九二一）年の小作慣行調査にさえ、口約束によるものが約四八%となつてゐる。だから地主の都合で小作地を取りあげられ、一方的に契約を破棄される例も多かった。地主・小作人間の紛争も、三〇年代から多くなり、県ではこれを防ぐために大地主へ諭達を出し、四二（一九〇九）年四月八日「小作人保護奨励準則」を定めてゐる。これはわずか二条で、しかも地主を拘束するものではない。

第一条 地主は小作人を保護するため左の事項を遵守すべし。

1 地主は旧慣により容易に小作料を増徴せざること。

2 地主は天災地変等の為著しく其收穫減少したる小作人に対しては相当の扶助をなすこと。

3 地主は小作人に依り施されたる土地の改良に伴う増収に対しては小作料を増徴せざること。

第二条 地主は小作人を保護奨励するため左の事項を履行すべし。

1 小作料を受取りたるときは左の標準に依り賞与を行う。

産米検査一 等合格米を納めたるときは一俵（四斗入）に付き金十五錢以上又は之に相当する物品。

産米検査二 等合格米を納めたるときは一俵に付き金十錢以上又は之に相当する物品。

2・3 一略

4 小作人の懈怠又は故意により不合格米の納付を受けたるときは地主は小作人より一石に付三升以内の補償米を

徴することあるべし。

不合格を三箇年以上引続き納付を受けたるときは前項の補償率を増加することあるべし。

5・6・7 一略

当時の小作料

明治 初年頃 三斗俵一俵 租税公課小作人負担

〃 三〇年頃 三斗俵三俵 租税公課地主負担

その後の標準 上田Ⅱ一石二斗 中田Ⅱ一石 下田Ⅱ八〇九斗

明治三五年頃まで 地主六分小作人四分の割合

（『五城目町の歴史』）

三五（一九〇二）年には、南秋田郡地主会が結成されているが、こうした地主層の組織・活動としては県内最初のものである。しかし、この動きに対して郷土の地主たちが具体的にどんな役割を果たしたかは分かっていない。

下山内村関係の明治年代の文書に、「用水路及村費賦課帳」というのが少なからず残されている。これによると、用水路維持管理費と村費と一項ずつにし、その合計を一戸毎に記載し、係が徴収するようになってゐる。二六年度は用水路の普請があつたらしく、その分が別に記載されて少くない金額になつてゐる。水は米づくりの生命であるから、その費用を出しおしみるわけにはいかないが、その負担は決して楽なものではなかつた。また、この帳簿のおわりの部分には不在地主の渡辺全之助・野口銀平・荒川和十郎・北嶋孫吉・渡辺徳太郎・渡辺敬助・坂谷市右衛門・宮田源蔵などの名前がみられ、公課を不在地主も負担していたことが判明する。

普通水利組合法が施行されると、すぐ翌年の二七（二八九四）年に「戸村堰水利組合」が発足し、二九（二八九六）年一〇月二九日には、「真崎堰水利組合」が設立され、用水路を共有して数カ村に及ぶ場合のほうに早い動きをしてい

るが、同一村内の下山内のような場合は、また水利組合への改組に至っていない。水利組合を設立したときは、県の郡市町村係に毎年収支予算等を報告することになっている。

南秋田郡大川村外五ヶ村真崎堰普通水利組合明治三十一年度通常会本月廿四日開会致候処、別表之通り決議相成候条此段及報告二候也

明治三十一年二月廿六日

秋田県南秋田郡大川村管理者 村長 八柳礼蔵印

秋田県知事 岩男三郎殿

明治三十一年度歳入出予算総計

歳入 一金六百五拾参円貳拾六銭三厘 歳出 一金六百五拾参円貳拾六銭三厘 (以下略)

このほかに「水利組合会議々事録」も付さなければならなかつたらしく、三十二年二月二八日に開催した三十二年度予算審議のための会議の議事録写しが県に提出されている。議員は、小熊恪司・千種彦三郎・佐藤辰五郎・木村松助・浅野喜間吉・嶋崎多市・加藤留蔵・小熊源蔵・森田伝助・中道嘉左衛門・北嶋安蔵の一名である。各受益村落が地租高によつて費用を賦課されるのであるが、館越だけは除外されているのは、堰工事の際の昔から約束が慣行法として生きているからである。

### 市と職人の町

時代が変わつても、五城目市は人びとの生活と密着していたから、さびれることはなかった。しかし、それまで藩行政とむすんだ特権的商人の活動は変質し、別の方向にその活動をかえていたであろうことは想像できるのである。

平福穂庵の作と伝えられる明治初年のころの「五城目市図」がある。それには道いっばいに品物を並べたところへ、町や近郷の人びとがむらがり集まっている様子が生々と描かれていて、当時の市のさかんなさまがよみがえってくる。明治末年が大正初年ごろと思われる市の写真があるが、道の両側に小屋掛けの店がつづき、その間に人があふれている。五城目市のさかんに繁昌した様子は、今日のわれわれの想像をはるかにしのぐものがある。

明治に入ると、ますます貨幣経済は農村に入りこみ、年貢はすべて地租となり金納となつたから、農民にとっては農産物などを金銭にかえる場所と機会が市であった。そういう意味でも、市は農民や町の人びとの生活そのものであつたといふことができよう。市を軸として五城目に商店が次々に開店していくのも、

明治に入つてからである。単なる商店ではなく、江戸時代の古手屋が発展して呉服・太物の店などのようにある程度専門店の形をもつたものが開店するようになっていた。また新しい商品を扱う店もあらわれる。例えば、たばこを扱う店として良兵衛堂や小森本店、また錦絵や書籍を小森本店が扱っているなどがそれである。日常生活に用いるものではなく、文化的需要に應ずる商売があらわれてくるのに、注目する必要がある。文房具と書籍などを扱う渡辺五松堂も初めは渡辺商店として雑貨の中に書籍・文具を入れて二〇年に開業している。

当時、五城目は木材・木工を中心とする多彩な職人の町でもあつた。その職種をならべてみよう。木挽・桎割・桶屋・箆筒屋・指物師・大工・下駄屋・曲師・木地師・塗師・樺細工師・鍛冶屋・鋸鍛冶屋・鋳物師などの木材・木工とその関連業種があるほかに、染物屋・表具師・畳屋・飾り屋(金銀細工師)・石工・壁屋(左官)・紙漉・飴屋・菓子屋・皮屋・蠟燭かき・提灯屋・うどん屋・そば屋・油屋・煎餅屋・紋書き・仕立屋・ハンコ屋・馬具屋・蹄鉄師などの他の地域で



市のにぎわい (大正元年、上町通り)



木挽小屋（明治40年頃、田町）  
挽賃は1間7銭、1日3間くらい。



木挽（昭和28年）

木挽職人の賃金は二〇銭程であったが、伐木現場の山へ入った場合は四〇銭となった。いずれにしろ木挽職人の景気はよかった。彼らは

しかし、秋田杉の美林をよする製材業と木工業は、素材の独自の美しさと技術の優秀さによって、時代が進むとともに販路をひろげ、鉄道開通によってさらに飛躍している。現在は後継者に悩んでいて、苦しい状況になっている。それまでの木挽を専属とした一種のマニユファクチュアの木挽小屋のしくみによる製材では、需要をさばくことができなかった。遠い東京へ送り出すためには、コスト・ダウンが必要である。

明治初年の木挽は五城目に五、六百人はいたらしく、二〇年代から三〇年代にかけて木挽小屋を経営していた親方は、石井文四郎・菊地庄之助・清水仙之助・北島金森・柴田某などが主なところで、石井や菊地の小屋にはいつも六〇人ほどの木挽が働いていたというから、木挽職人以外の弟子や雑役・日雇を入れると全部で一五〇人を下らない人数が働いていたであろう。菊地の創業は、天保年間（一八三五年ごろ）といわれる。



鋳物工場（大正初年、田町）



徳川醸造元（大正初年、築地町）

先進地の製品がこの地方に勢いよく入ってくる。その影響を直接的にうけたのが瀬戸座である。上等な磁器であるセトモノが、大量生産による低価格でどんどん売られてくる。これには、日用雑器の陶器をつくっていた瀬戸座は、ひとたまりもなかった。長い歴史をもった羽黒前の瀬戸座の窯の火が消えたのは、四〇（一九〇七）年ごろと思われる。瀬戸座の守り神であった白旗稲荷神社も、いつの間にか忘れられるようになっていった。

線香座も同様の運命をたどらざるをえなかった。これも明治末には、その工場を閉じている。今では「線香座小路」の地名に、往時をしのぶだけである。そして五城目鋳物ののれんを守ってきた鋳物工場も、四〇年以上前に廃業してしまつた。今は個人のささやかな工場が細々と伝統を守っているだけである。

はみられない製造業などが五城目に集まっているという趣がある。また、清酒・味噌醤油・酢屋の醸造業もさかんであり、髪結いや床屋などから居酒屋・そば屋の飲食店・宿屋などのサービス業も少なくなかった。

座の伝統は、金屋座の場合は鋳物工場にうけつがれて、明治時代もつづいていたが、瀬戸座や線香座は新時代になつてその幕を閉じている。それが、決定的な打撃をうけるのは鉄道開通によつてである。鉄道によつて、いっそ

また、上町・下町對抗綱引きの主役でもあったし、「なもみはぎ」（なまはげ）行事の主役でもあった。

三八年日露戦争が終わると、この地方にも産業近代化の波がおしよせてくる。奥羽本線全通もこれに拍車をかけた。機械製材を最初にはじめたのは渡辺宇吉で、彼は田町に工場を建てて蒸気機関による丸鋸製材をはじめたのであるが、渡辺工場はたちまち行きづまったらしい。この工場をゆずりうけて四一（一九〇八）年に菊地庄之助が機械製材をはじめた。この工場はやがて株式組織となり「五城目木材」となる。他の木挽小屋の親方は、近代化に切り替えることをためらっているうちに、廃業に追いこまれるものが多かったが、菊地には先見の明があったのである。

このころから木挽は減りはじめる。木挽職人は職を奪われていく不安と不満から、製材工場へ不穏なことさえ企てたというが、表面にあらわれぬままに消えてしまっている。明治末年には、二五〇人程に減っている。能代に移住したものの、山稼ぎ専門の木挽となったもの、日雇いなどに転業したもの、製材職工になったものなどで、半分には減ってしまったのである。

蒸気機関から電気のモーターに製材工場の動力がかわるのは、ずっと後の昭和初年まで待たなければならぬ。

一方木工業は、家具・建具・桶などの技術を簡単に機械生産に変えるわけにはいかなかった。職人の腕にたより、よい材料を使って製造するしかなかった。

五城目は製材工場と木工職人の町として発展するのである。職人の技術では、五城目大工も忘れてならないし、周辺の農山村の作業や職人の道具をつくる打刃物の鍛冶も、さらに発展し生産をたかめているのである。

このように産業経済が刺激され、近代化による高度成長をとげた裏には、五城目の地主層の土地からの収益が商工資本として転化していったという道すがらが考えられる。経済面での近代化も、当然行なわれたはずである。その具体的なあらわれが金融機関の開設である。

三三（一九〇〇）年四月七日、沢木銀行五城目支店（初代支店長沢木祐吉）が長町に開業している。二七年から

三三年にかけて、県内に地主資本による地方銀行の創業がしきりであった。後に船川銀行となる沢木銀行もそのひとつで、三〇年船川港町（男鹿市）に開業し、五城目支店は北浦支店に次ぐ二つ目の支店であった。当時郡内には土崎港町に秋田銀行支店があるだけであったから、五城目地域に有力出資者が幾人かいたと思われるにせよ、それを別にして町の経済上の地位を銀行開設は物語っている。

四三（一九一〇）年四月一日、第四十八銀行五城目支店（初代支店長岡田清蔵）が仲町に開業した。その店舗は、畳敷で土間と畳の間をへだてるのは低いカウンターがあるきりであったという。支店はその後小池町に移った。今度は土蔵造で、内部は天井が高く中二階がまわっていてそこには欄干がつけられて西洋風であった。

四十八銀行は一二年発券業務も行なう各県一行の四八番日の国立銀行として発足し、三〇（一八九七）年株式会社に改組した県内最大の銀行である。土崎・能代・大館について五城目支店は四番日の支店であった。そして当町の渡辺彦右衛門・渡辺全之助が、取締役の名をつらねていて、五城目の経済的実力を雄弁に物語っていた。

大正一〇（一九二一）年の大火で焼けた船川銀行支店は、長町に町最初の鉄筋コンクリートの店舗を建てて町の人びとを驚かせたが、大正一四年に船川・四十八両銀行が合併して、小池町の支店は廃止になり、支店は長町一カ所となった。昭和一六（一九四一）年県内地銀合併で秋田銀行支店となって今日に続いている。

経済成長の下には不幸な陽の当たらない階層がいつの時代も存在するが、二五（一八九二）年に渡辺彦太郎が中心となって社会事業施設「陰徳講」が設けられている。この種の施設としては県内でも早いほうと思われるが、この当時の具体的な活動や事業についてはつまびらかではない。講には基本財産があり、その財産からの利子で事業を行ない、生活困窮者に援助をしたようである。昭和六年から一三年ごろまで、五城目小学校で行なった欠食児童への給食の費用の一部も、陰徳講から出ていたという。

産業の振興について、県に養蚕製糸への助成についての文書がある。一六年の「勸業課農業掛事務簿養蚕之部」によ

ると、「客年養蚕並製糸資金拝借奉願仕候処、旧冬十二月」にその資金の使用方法を調べるといふことで、資金使用の予算について報告しているのである。拝借したいという資金は三千円であるが、これによって年間五百円程の利益をあげることができるとし、内八〇円程で「近旁之養蚕製糸改良之諸入費に致し、徐々ニ盛大ニ致」したいと最後に書いている。

最初の願書に書いた「製糸会社と認候ハ不都合ニ付渡辺製糸場と御見做し被下度候、追テ組織相立候節者」また報告するとしている。この製糸業をはじめることになり、地域の養蚕を振興しようとしたのは、この文書に連名している五十目村渡辺彦太郎・渡辺祐蔵・渡辺彦兵衛・福田甚助・米田貞治・福田仁兵衛・渡辺源四郎である。地主層の企業として製糸工場をはじめようとしたのである。江戸時代から郷土では養蚕が盛んに行なわれていた。馬場目町村の畠には現在もまだ桑の木がのこっている。狭い田地の山村の養蚕は、非常に大事な産業であった。馬場目・中津又・内川は養蚕の中心であったが、五城目・大川でも養蚕農家は少なくなかったらしい。東磯ノ目の川近くには昭和初年まで桑畑があったし、同様に大川では大福寺周辺から川端にかけて一帯は広い桑畑であったという。

衰微しようとする養蚕業に活を入れるには、地元で製糸業を新しく興す必要があると、彦太郎たちは考えたのである。ちようど県は、地場産業として養蚕製糸の振興を考えていて各地に組合を結成させ、育成しようとしている。

本年一月秋田県令第一号ニ基キ蚕糸業組合及取締所規約出願ニ依リ認可シタルモノ、名称地区左ノ如シ

明治二十九年五月五日

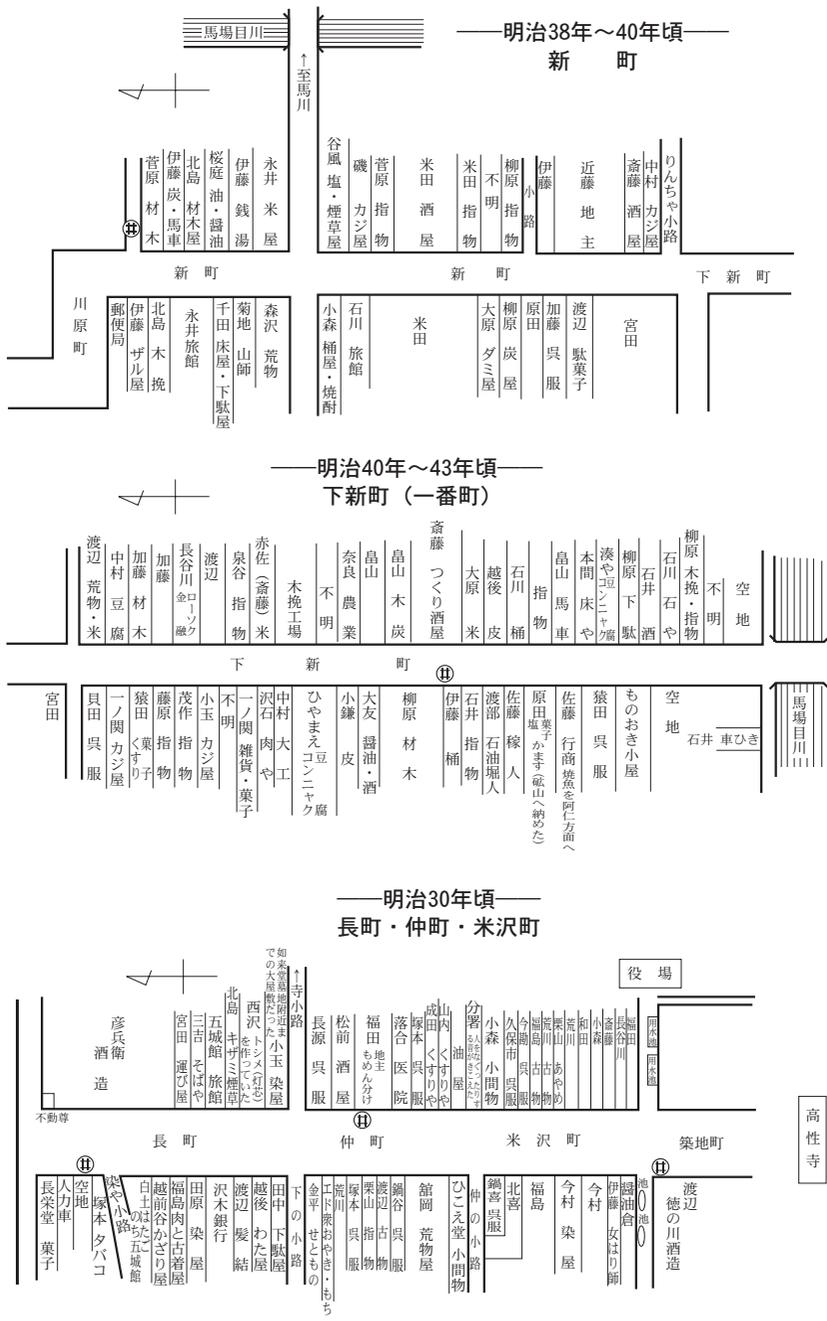
秋田県知事 平山靖彦

南秋田郡五城目町外七ヶ村蚕糸業組合

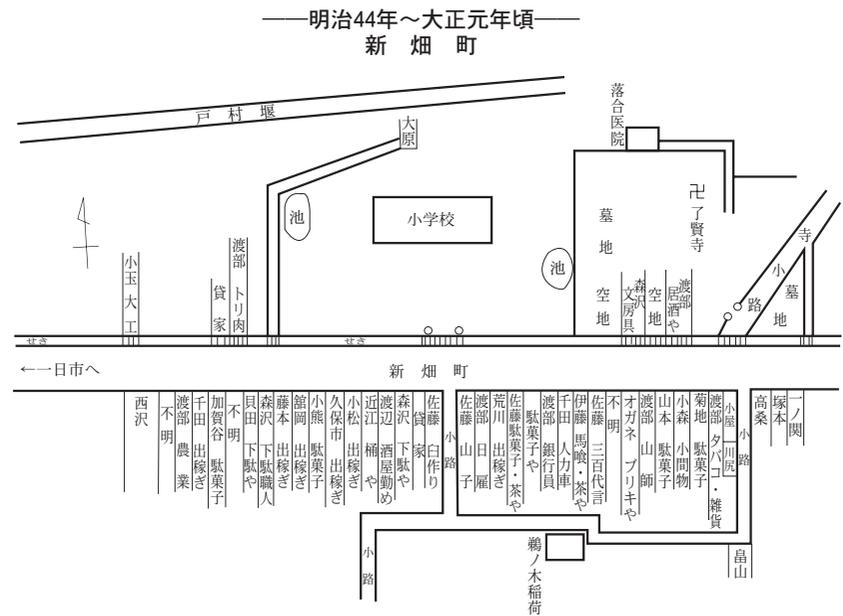
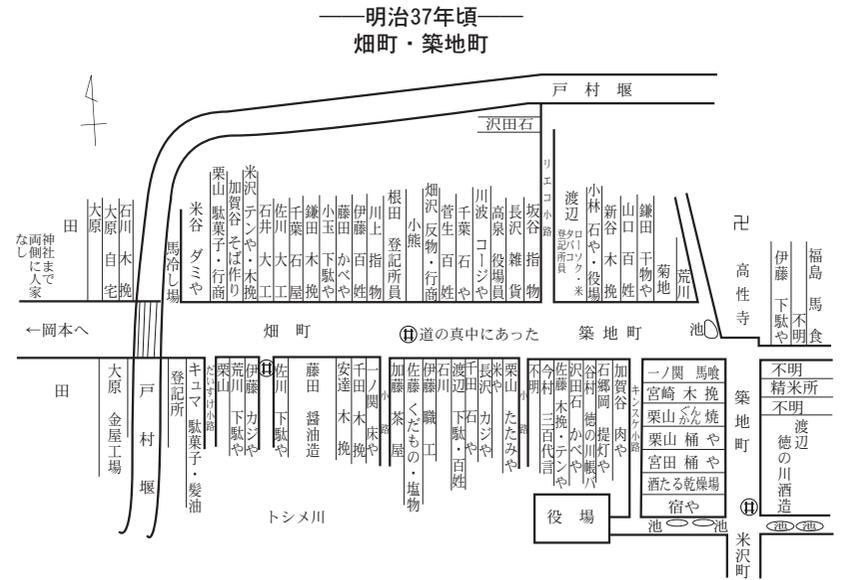
五城目町、大川村、一日市村、馬川村、馬場目村、富津内村、内川村、面潟村

(関係分以外略)

彦太郎たちは地域一丸となった蚕糸組合を基盤として、さらに資産を借りる申請を出して企業をすすめようとしたも







のと思われる。しかし、組合も製糸工場も成功しなかったらしいことは、この後の郷土の産業のあゆみを見るとわかる。時代とともに消えていった産業に、瀬戸座や線香座のほかに、養蚕・茶の栽培・漆の栽培・蠟燭の製造・紙漉などがある。そうした地場産業の消長盛衰には、鉄道の開通が大いに影響している。

### 奥羽本線開通

わが国の近代化は、地方にのびる鉄道の長さに比例するといつてよい。政府は積極的に鉄道の建設にとりくんだ。そうした観点からだけ言えば、秋田県の近代化は明治三八年奥羽本線の全通をもって始まったといえるであろう。

奥羽本線の工事は、二六（一八九三）年終点青森から、二七年起点福島からそれぞれ始められた。当初予算は二万円である。ところが、この工事は地形からくる難工事に加えて、二七年夏から二八年にかけての日清戦争と、三七年二月から三八年に及ぶ日露戦争のために資金が続かず、遅れに遅れて全線開通するのは一二年後であった。

県内の工事は、三三（一九〇〇）年一〇月七日に大館・鷹巣間を開通させるところまで進んだ。三四（一九〇一）年一月一日には鷹巣・能代（機織と改称され、現在東能代）間、三五（一九〇二）年八月一日には能代・五城目間が、次々に開通し、同年一〇月には秋田まで完成して秋田駅で奥羽北線（秋田・青森間）の開通式を挙げている。

南線（秋田・福島間）はこれより遅れ、三六（一九〇三）年一〇月一日秋田・和田間、三七（一九〇四）年和田・神宮寺間、三八年七月五日横堀・湯沢間、同年九月一四日横手・湯沢間がそれぞれ開通して、九月一五日全通祝賀会を秋田市で挙行している。ポーツマス講和条約から一〇日後のことである。鉄道は近代化のはじまりであったとともに、平和の象徴でもあった。ところが、郷土にとっては平和を運んできたものではなかった。

奥羽本線建設運動は一八（一八八五）年に起り、五城目の北嶋孫吉・米田貞治等はこれに着目し、二三（一八九〇）年五月に秋田―飯塚―五城目―市野―川岱―山谷のルートを県知事等に陳情して、いち早く行動を起している。北島孫

吉は渡辺綱松村長の下で助役をつとめ、二四年には県会議員に当選し、同年綱松の後を受けて二代目村長となっている、進んだ考えをもった人であった。北島が県会議員となったことは、鉄道誘致にとつては有利といえる。米田貞治は六代目町長となった人で、大きな構想力を持ち時代を先取りする傑出した人物であった。鉄道の必要性を彼等はよく知っていた。

奥羽本線を通すにどのルートにするかいろいろ論があった。大曲―角館―北部阿仁―青森の山間部縦貫線という極端なルートまで案としてあった。最後に鉄道院の案として有力になってきたのは、秋田―仁別―馬場目―五城目―小阿仁―鷹巣の案であった。これに対して各方面からの陳情があり、最終的な妥協案として秋田―五城目―鹿渡―能代―鷹巣が確定したのが、二六（一八九三）年のことである。

この間、郷土の発展を賭けて北島、米田等が関係方面との接触をおこなったことは想像に難くない。『秋田県史』は、その点について「既に十三年五月鈴木大亮知事に対し、秋田より北進する鉄路は、飯田川村飯塚より五城目町を通り、鹿渡村（現琴丘町）市野・川岱・山谷を経過し、是より旧国道添とすることを距離上・地質上最良線であると主張していた五十目村北嶋孫吉・米田貞治等は、小川技師（鉄道院の路線調査に当たっていた派遣技師）に対しても陳情を怠らなかつたであろう」と述べている。

しかし、結果として五城目は「鉄道ずれ」の土地となった。鉄道を追ったのか、鉄道が逃げたのか、その原因を今と比べて探る術は失われている。しかし通説は「鉄道を追った」とされ、町の有力者が中心になっていったという。鉄道が開通したときの五城目駅は、町の地域内にあつたのではなく後の一日市駅、現在の八郎潟駅である。

同じように鉄道ずれとなった能代は、怨念をこめて次のように地元新聞社が書いている。

いまも能代市民の間には、奥羽本線が市街地を通らなかつたことを悔む声がしばしば聞かれる。なぜ引き込むことができなかったのだろうか。ある人は「荷馬車組合が反対したのだ。自分たちが仕事にあぶれることを心配したか

らだ」と言い、またある人は「米代川をのぼりくだりする長船の仕事が無くなるのを心配して反対したのだ」とまことしやかな俗説となっている。（略）その当時のことを調べてみるとやはり、百年の大計を図ろうと努力した郷土人の姿がみられるのだが、その甲斐もなく本線は能代市街を通らなかつた。その努力のあとを記したい。まず、仁別案と競い、次に五城目案と戦い、最後は、地元同志の松山案としのぎをけずるといふ競合の歴史であつた。

（略）第一段階は、仁別案か松山案かを争つた時期である。（略）

これを年代的にいえは、第一段階は明治二五年一月から同二六年三月まで。第二段階は、松山線に決定した二六年三月から明治三五年の能代―五城目間開通まで。（略）奥羽本線は、青森から大館へ敷設され、福島から山形へ延長して来た。つまり、秋田県が最後に残された。したがってコースをどう選ぶかもなかなか決まらなかつた。このコースをぜひ能代山本に採つてもらいたいと運動を起こしたのは明治二五年で、中心人物は、谷田部胤道（町長）市川謙一郎（藤琴村）児玉高致（鵜川村）島山雄三（響村）の四人である。彼らは上京して、鉄道庁、参謀本部、貴衆両院議員、院外有力者を回わり、熱心に運動した。

というのは、山本郡回り（松山線）の対抗馬として、強力な仁別線があつたので、競争は激しかった。その当時の鉄道誘致運動のようすを「各鉄道線二対し運動出京委員ノ総数凡ソ五百余人ノ多キニシテ鉄道関係地方ノ委員ハ執レモ夜ヲ日ニ継ギテ心力ヲ勞シ烟ヲ揚ゲテ奔走スル者泡ヲ飛バシ遊説スル者紛々擾々タル」と谷田部が記している。対抗の仁別線は秋田から仁別を通り、小阿仁川沿いに鷹巣に至るコースである。これを強力に推していたのは軍部で、理由としては「仁別線ハ海岸ヲ去ル遠ク敵軍ニ破壊セラルルノ憂イナク松山線ハ海岸ニ近ク敵軍ニ破壊セラルルノ恐れ」である。この仁別線か松山線かをめぐって、まず鉄道委員会、次ぎに衆議院、貴族院という順で論議が紛糾した。山本郡総代としての谷田部、児玉は意見書を鉄道委員やその他関係委員に配つた。（略）

この運動の効果が鉄道委員会であらわれ、（略）参謀本部の反対にもかかわらず、一二対一一という一票差で松山

線に決定した。その後軍部では仁別線と松山線の折衷案として五城目線を提唱した。これには「五十目村ヨリ險難ナル山嶽ヲ貫キ、至難ノ工事ヲ起シ、マタ冬季中八山本郡ヨリ二、三倍モ多イ積雪ガアル」と反対し、これも鉄道委員会内においては一六対六で松山線が五城目案をしりぞけたのであった。(北羽新報社編『能代のあゆみ』)

ここでいう五城目線というのは、五城目を經由して市野方面に抜けるルートのもので、このルートが否決されて、二六年鉄道院最終案は五城目―鹿渡―能代のルートとなったのである。『能代のあゆみ』の記述は意を尽さぬ文章であるが松山案というのは、このルートのことを言うのであろう。いずれにしろ、五城目よりも実力のあった能代でさえ、鉄道誘致には上京陳情をするなど全力をあげ、地元でも一致して運動を展開している。それでも能代の人びとが望むように市街地を通すことができなかつたのである。

それにひき比べて、郷土における鉄道誘致への取り組みは残念ながら一致して運動するということにはならなかつたばかりか、民論の分裂さえおきるのである。

最終案が決定して間もない着工予定の年に日清戦争がおこり、県内の工事は三二年以降に持ち越しとなつた。ところが、どうしたにかその間に鉄道通過反対の運動が、にわかには激しくなつてきた。当時五城目に設けられていた警察署・営林署・郵便局などの官庁や銀行、あるいは製材工場などの産業、湖東部初の町制施行などからしても、鉄道が通り駅がおかれて当然であつた。経営上からいっても鉄道院としては五城目に駅をおきたかつた。しかし、鉄道反対運動は人力車夫や馬車ひきたちを中心にして激しさを加えるばかりであつた。

鉄道を避けるのは、明治時代の地方にあつた一種の時代思想のようなものであるが、それも二〇年代半ばまでである。三〇年代に入つても反対を叫ぶのは、町民の保守性とか非常識とかをその原因にするには、いささか妥当性を欠くのではないだろうか。今日そのころの反対の理由とされていること、即ち①人力車夫・馬車ひきが失業する、②東京の商人・商品が入つてきた町の店がつぶれる、③他国者が入つてきて町の良風が乱される、④土地の物産が他所へ運び出される、

⑤工事で土地がつぶれる、⑥多額の寄付をとられる、⑦火の粉が飛んで危険である、などで、ほとんどは伝えられる俗論である。このような理由だけで、反対運動が進められたとは考えられない。このときまでの町の歩みは、大変進歩的であつたから、決して保守性がこの運動にかりたてたとは考えられない。

町の指導者層が一致して事に当たれば、町民の反対が起るはずはない。一般町民が彼らだけの考えによつて、組織的な反対運動をするはずがない。この問題の裏には、もっと深刻な政治的対立や経済上の対立がありそうである。また、もしかすると五城目を通らない場合に利益のある他の町村の陰謀のようなものがあったかも知れない。例えば、能代では五城目案をつぶすことで鉄道を誘致し、駅を市街地に建てようと、猛烈な運動をしているのである。しかし、この疑いを裏づける史料はない。

県や鉄道院から説得に来町した人びとも、その趣旨を町民に訴える演説会で身の危険を感じるほどであつた。渡辺酒造店前に舞台をつくつて行なつた演説会は、人力車夫や馬車ひきたちの打ちならす盆踊りの太鼓の音と怒号のために、聞きとることはできない状態であつた。煎餅や飴玉をくれて子どもまで動員したという。

このときの騒動と、西郷従道来町のとときの反対運動と間違つて伝えられているむきがあるので、次の宮田礼蔵追悼の新聞記事をあげて正しておきたい。

その青年時代、明治廿五年九月十四日のことである。時の中政党西郷従道侯の一行が遊説に来町され、長町の白土旅館に立寄り主義政見の発表演説会の催のあつたとき、自由党を奉じて大久保鉄作の勢力圏にあつた五城目の有力者は絶対中政党を排撃し、西郷追出しを講じて之れに妨害しようとし翁と福田笑迎氏は其のお先棒となつて騒いだものである。

翁は其時出入の者をかり集め群集を指揮し西郷歓迎の名に藉りて宿所の前で矢鱈に盆太鼓をたたかせたり、多数の者を百姓姿によそはせて肥桶を担がせ宿所あたりへブチまけ西郷侯を糞攻めにしたり或は葎旗を立てて今にも斬

り込まんばかりに玄関に押寄せるなど妨害に手を尽し大変な騒ぎを演じたものだ。

それに引替え其の前年七月廿一日自由党の板垣退助、河野広中一行の来町の時や明治卅二年八月廿日星亨一行の来町の際は国旗を掲げて歓迎し翁の如きは目ざましく一行のもてなしに働いた。(斎藤雪五「噫宮田翁」「湖東時報」昭和11・12・5)

このときの騒動の方式が鉄道反対運動にとり入れられているのである。鉄道をめぐる緊迫した情勢は、どうみても政治的な対立のような、根の深いものがあるように思われる。いずれにしろ、その結果は明白な形であらわれ、町を通ず計画は変更され湖岸添いに鉄道は走ることになり、一日市村に駅がおかれて隣村が漁夫の利をしめることになった。鉄道が開通するころになって、中央に陳情して一日市村地内の駅名を「五城目」としたが、これはひとつの利益ももたらさぬ虚名にすぎなかった。

三五(一九〇二)年八月一日五城目駅は開設されたが、その後の営業開始の開業式は皮肉にも五城目の名をつけたためにその費用の大部分を負担しなげなかつた。「回顧スレハ奥羽鉄道本線中其北線ニ属スル我カ五城目停車場ハ明治三十五年十月十一日ヲ以テ営業開始セラレルト雖モ其位置タル余リニ遠隔ニシテ時間ノ短縮ト運賃ノ低減トヲ貴フ今日ニ在リテ其利用効果多ク之ニ伴ハス恰モ長鞭馬腹ニ及ハサルノ感アリ為メニ人文ノ進歩殖産ノ発達ヲ阻害スル鮮少ナラサリシハ吾人ノ深ク遺憾トスルトコロナリ而シテ以上ノ欠陥ヲ補足シ時代ノ要求ニ応スルノ策ハ一二軌道ノ敷設ヲ以テ急トセンハアラス」(五城目軌道敷設趣意書)という不便さばかりでなく、地域の産業経済文化等全般にわたって、発展の大きな障害となり、後々まで長く尾をひいたのである。鉄道を追い出したことは、郷土にとって千載の痛恨事であった。

本線の駅名も軌道開通後の大正一五(一九二六)年一月一日一日市駅と改称され、人びとは四キロさきの駅に乗合馬車を利用するという不便に、今さらに「鉄道すれ」を悔んだ。乗合馬車は上町を始発点とするテト馬車で、三六(一九

〇三)年に開業している。鉄道のことさるることながら、国道からそれている郷土地域の道路も大きな問題であった。昭和初年五城目警察署長として赴任した某は、地元の新聞に予想以上の悪路で驚いたと談話を発表しているから、昭和になつても五城目の道路問題は解決していないことになる。

#### 秋田県令第十三号

明治十六年二月本県甲第十七号道路橋梁堤防建築修繕規則へ左ノ通り追加ス

明治二十九年四月一日

秋田県知事 平山靖彦

五城目街道 南秋田郡一日市村ヨリ北秋田郡米内沢村ニ至ル (以下略)

三六(一九〇三)年の北秋田郡上小阿仁村字沖田面から堂川までの道路改修では、「仮定県道五城目街道」と調査に書かれていて、二九年の県道としての取扱いがまだ暫定的なものでしかなかったと判明する。このように地域内の幹線道路が、低いクラスにランクされていたのではなかなか改修の実はあがらず、悪路になやまされつつける結果となつた。

国道では、一五(一八八二)年一月八日から一月二六日までのわずか五〇日余で、大川橋架けかえ工事を行なっている。これは羽州街道の重要な橋であつたからで、幅二間二尺・渡り七〇間の木橋架けかえ工事の予算は七百円ばかりである。ところが、五城目新町ではまだ二七(一八九四)年の段階で渡し船にたよっているありさまであつた。五城目での橋は、ただ一カ所「五十目橋」が馬場目川に架けられているだけであつた。県の記録によると、一四年に予算八七〇円余で架けかえ工事を行なつてゐる。しかし、五城目のように四方から道路が集まり、人の集まる場所に、橋がまだ一カ所しかないということは地域の発展から考えても、大きな問題であつた。町の政治力が弱かつたというしかない。鉄道・道路・橋梁など交通問題は、この後郷土の懸案となつていく。

阿仁道路改修、内川から山本郡へ抜ける道路(後の県道四号線)の工事、馬場目から阿仁方面へ越える道路の工事、馬場目から仁別を経て秋田に通ずる道路の工事、鉄道一米線問題、杉沢森林軌道と仁別森林軌道の延長問題など、その

都度問題となり、その解決は現在までもち越されているものさえある。

### くらしの変化

幕府は仏教を保護し、農村と農民の統制に寺院を利用した。これに対して、王政復古をさげんだ明治維新は天皇の政治的な復権であるとともに、宗教の上からは神道の復権でもあった。

神社を守りたてることによって、新政府は仏教にしみついた旧勢力や古い慣習に対してまき返しを計った。一種の「文化大革命」で、仏教に対して激しい弾圧をした。それが具体的にあらわれたのが、「排仏毀釈」の運動である。中世以来、密教系の仏教は神仏混淆で神社は寺院の境内に祀られたり、神社は修験寺院が別当となったりしていた。また、権現や庚申などの土俗信仰、山岳信仰などは、もともと神なのか仏なのかはつきりしていないのである。

例えば、森山の頂上には薬師如来が祀られ、東にある薬師山や近くの高岳山とともに森山＝盛医山は男鹿三山に対する鴻の東の信仰圏を形成していたが、森山は明治になって神社にかわっている。その点、山岳信仰・修験道の場合は神社に切りかえやすかった。森山の薬師は久須志神社になり、大己貴神（おほなむぢのかみ）の神像を祀るようになった。また、小倉神社の境内社に山神社があるが、そのご神体は不空羅（ふくろ）索観音（さくくわん）である。多分、美しい観音像を女神像とみ、とすれば木花之開耶姫（このはなのさくやひめ）であるとして山神社としたものであろう。小倉神社の別当は修験常宝院である。一方杉沢山神社のご神体は万事万三郎であることはさきに書いたが、これは日光権現で神とも仏ともつかない。羽黒山・月山・白山などの山岳信仰も、羽黒神社・月山神社・白山神社にいつの間になくなってしまっている。馬場目町村の馬場目城跡にある館神社のご神体は素朴な仏像で、どうみても神像ではない。

五城目のかつての鎮守ともみられる山王社は、応永年間（一四〇〇年ごろ）に新城笹岡村から遷座し、その後飯島さららに八橋に移ったが、その跡地に祀ったとも伝えられている神社である。別当は高性寺であるが、明治になってからの正式の名称は日吉神社となっている。消防会処を移して新築したときも、その場所を日吉神社前としているが、町民は朴な仏像で、どうみても神像ではない。

だれもそんなよび方をせず、「山王さん」のよび名を変えなかった。いずれにせよ、神社のご神体の中には仏像が意外に多いはずである。これは、三（一八七〇）年の神仏分離令以後にかわっていくのであるが、このときに廃寺となった寺院も少なくない。特に檀那寺でなかった修験寺院はすべて廃寺となり、神官となったものもある。神官を「法印さん」というのはそのためである。

泉蔵院（五城目）＝佐々木氏 五城目神明社の祠官となり、明治末年鹿渡に移る。

金剛寺（下山内）＝朝野氏 富田までの富津内地区の神社に奉仕するとともに、泉蔵院・常宝院とともに五城目神明社に奉仕。常宝院は後北海道に移ったため、内川地区の神社にも奉仕する。現在、五城目神明社にも奉仕。

常宝院（上山内）＝宮沢氏 分離以前は主として内川地区の神社に奉仕し、泉蔵院・金剛寺とともに五城目神明社にも奉仕。分離以後北海道に移る。

泉光院（高田）＝高泉氏 中津又地区と阿仁の一部の神社に奉仕。分離後は中津又八幡社に奉仕。五城目神明社の佐々木氏後の祠官滝本氏につづいて五城目神明社に奉仕し、のち辞任。

大宝院（西野）＝広幡氏 大川地区の神社の祠官。  
寿命院（中村）＝内藤氏 馬場目地区の神社の祠官となったが、先代で辞任する。

宝鏡院（高崎）＝広嶋氏 馬川地区の神社に奉仕している。

こうした寺院はもちろん、他の寺院も排仏毀釈の行きすぎによって、古い記録はほとんど失われ、什器・仏像さえも散逸してしまった。こうしたことに視点をすえただけでも、明治維新を「御一新」とよんだことが理解できるであろう。御一新は、片田舎の郷土にも疾風怒濤のようにおし寄せてきたのであった。

くらしの変化を、物価の面からのぞいてみると、次のようになる。

元年 米価石当り五円八〇銭（換算）

五年 同 石当り三円八〇銭 一升買いの米四銭 酒一升三〇銭 ウドン一杯五厘 牛鍋三銭五厘(県産米約百万石)

八年 豆腐一丁九厘 白砂糖一斤一三銭 風呂代四厘 ワラジ一足一銭 足袋一足九銭 塩一升三銭(巡査月給五円、ペンを使う者がみられる)

一四年 木綿一反三〇銭 銘仙一反二円五〇銭 刻煙草五匁一銭 族館一泊三〇銭(三五銭) 昼飯六銭  
一九年 米価石当り六円五〇銭程

職人賃金 大工一八銭(一〇鏡)

石工一八銭(一〇銭)

左官一八銭(一〇銭)

日雇一三銭(一〇銭)

木挽一六銭(一三銭)

屋根屋一八銭(一四銭)

畳屋一八銭(一四銭)

指物屋一八銭(一四銭)

鍛冶一四銭(一〇銭)

二五年 米価石当り七円四〇銭程

二九年 同石当り一円(一二円握)

米価は年々騰貴し、一般の人びとにとつて、くらしやすい時代ではなかった。

さきを書いたように、五城目は最初の秋田県一区(秋田市・南秋田郡)の衆議院議員に当選した大久保鉄作の地盤で

地価 田地一反平均二三円 畑地一反

三円(六円) 山林二円程

四一年 米価石当り一四円五〇銭(教員

初任給甲一六円・乙一四円)

あった。この選挙は二三(一八九〇)年七月一日に行なわれ、一区の有権者は二三〇〇名であった。これにさき立って、自由民権運動の成果である憲法が制定されている。大久保鉄作の地盤で、板垣や河野が演説にやってくる自由党支持の土地であるから、この知らせには大いによろこんだと思われるが、一般の人びとには「憲法発布」を「絹布のハッピ」と勘違いする程度のところであった。

「秋田魁新報」の前身「遐邇新聞」が創刊されたのが七年二月であるが、郷土には新聞を講読している人はどれだけいたであろうか。創刊ごろの同紙の発見例は、大川大福寺の一例だけで、継続購読したものが保存されている。このような住民の低い意識の下では、政治と生活のかかわりあいを考えるなどは、不可能なことであった。二二年二月二四日に、付近の村々合同の憲法発布祝典が大川小学校で行なわれている。

今般帝国憲法発布之御成典二付、養老之聖慮ヲ以テ八十歳以上ノモノへ全員下賜相成候旨御達シ相成候条、明廿四日別記ノ手続之通り相心得無相違大川村小学校へ出頭可有之候也

明治二十二年二月廿三日

南秋田郡下山内村外四ヶ村戸長 大石喜代治印

黒土村石井長左衛門殿

一 拝受者男八袴羽織着用ノ事

一 拝受者二八戸主若シクハ最近ノ親族一人付添フ事

一 拝受者病氣又ハ事故アルモノハ最近ノ親族ヲ以テ代人トナス事ヲ得

但シ可成本人出頭相成候様致シ度事

一出頭ノ際ハ当役場へ立寄可申事

但シ午前十一時マテ当役場へ着スヘキ事

これは三友石井長右衛門が、彼の著作中に写した祝典の案内状で、彼は被表彰者として招待されたのである。『山寿帳』に、会場の様子を「憲法発布の大典の御法席之設けは、四方に幕を張り、前には紫の幕を張り中二ヶ所を絞り、場内には松竹梅の蓬萊の台を飾り、(略) 天朝の厚き洪恩を感じずといふ者吾人もなかりけり」と述べている。

このころの付近の中心であった五城目は、四〇(一九〇七)年には戸数八二〇戸・人口五六七二人・町予算九七五三円である。鳥井森鈴氏は、町の様子を次のようにいう。

明治三十七、八年ごろの思い出だが、当時の五城目町は近郷近在の中心地で、そのころのいなかの祭典などでは、五城目ほどにぎやかなところはなかった。人の集まりも大変なもので、押すな押すなの人波が続いた。当番町は二町内で幅二〇メートル余りもある大きな余興の舞台が二カ所に建てられ、両方で人気を争った。大きな舞台になると、民家三軒ぐらゐのコミセの屋根の上に作られた。

まず舞台の出し物は「秋田音頭」をはじめ「改良剣舞」、「三番叟」、田舎芝居などであった。そのほかにサーカスや地獄芝居、旅芸人の「流し」などもりだくさんで、町中が人出でひっきりかえるような騒ぎであった。(略)

そのほかに五城目町には昔ながらの露天市場が月に六回ずつ、二と七の日に町の目抜き通り上町、下町に立ち、しかも朝から晩までの市場で、その日はまるで祭りのようなにぎわいであった。

市場以外の町はずれには小店の茶屋コ(酒場)が二十軒もあった。そこには近郷から商いにきた農村のおやじ連中がたむろして景気をつけた。五城目名物の馬肉の煮つけ一さら五銭、昔の二百入れの酒一本で八銭で、呼べばコムソウ(遊芸の一団で門付けもした)や旅芸人がきて歌ったり踊ったりした。

コムソウは元来、あの深網がさの虚無僧スタイルで歌って歩いたことからきた名だが、そのころ五城目にはいろいろな遊芸

グループがあつてそれらをみんな一緒にして「コムソウ」と呼んでいた。なかでも佐藤久太の一座が一番人気があつ

た。(略)私のほかにいなか芝居を得意とする藤崎皆太郎のコムソウの一団もあった。(鳥井森鈴「歌って歩いた50年」『秋田魁新報』昭和46・4・6)

他の町とは一風変わった独特の気風の土地だった様子が読みとれるが、同様な記録を町広報から紹介しておきたい。

大火焼失前のいわゆる芝居小屋である五城座は、字鵜ノ木五四のあたりにあつた。

平面図(注II図は略)に見られるように五城座は、花道があり、階下の客席はマス席になっており、それを囲んで棧敷のある本格的な歌舞伎小屋であつた。(略)

五城座の経営は、当時、宮田礼蔵氏が当つていたというのが建設者も同氏であり明治末にはすでにこの小屋があつたとされているが、この辺のことは詳かではない。とにかく五城座は当時としては、あまりにもハイカラで地方都市には特異の存在であつたようである。(略)古川町には素人はだしの歌舞伎愛好者があり、座を作つて興行もしたという。(略)

五城目町の交通機関は明治六年の人力車にはじまる。駐車場は現古川町工藤斌三宅の所であつた。(略)

創立者はわかつていないが大正期には、駐車場の右端に地上三尺程度の高さの塚が立っていてそれには、斎藤平三郎私立駐車場と書かれていたと古老は語っている。また明治三十五年の古文書を見ると人力車賃金の請求者に代表者として伊藤吉五郎の名が多く見える。(略)車賃は、明治三十五年は二十五銭であることが記録に残っている。

(石川富司「古川町」『広報五城目』昭和46・6・1、7・1)

町の劇場のはじまりであるが、電灯のないこのころは太い大きな口ウソクをた



人力車 (大正初年)

くさん並べて舞台の照明としたという。また入口にはたくさん提灯がかけられ、真昼のような明るさであったという。そういえば五城目は、五十目村の昔の寛延三（一七五〇）年に藩から芝居興行を免許された数カ村の在方町のひとつであった。そういうコムソウや歌舞伎の町の伝統があったのである。

人力車の郷土への登場は、六年だとは断定できない。秋田市に入ったのが六年で、わずか三、四台であったというから、この年に五城目に人力車が走ったかどうかは疑問がある。人力車駐車場は、後に「人力車夫詰所」の看板がかけられた。明治時代は火災が多かったらしい。記録はすっかり失われているが、大火としては二二（一八八九）年一月五日石川三左衛門方から出火百余戸を焼いた火事をあげることができる。

市神が神明社に遷座されたのが、一二（一八七九）年三月のことであり、境内に「市神社」が建てられてそこに祀られたのが、二〇年四月一五日である。昭和五年一〇月五日付の「湖東時報」に石井清太郎の語ったこととして、記事がある。

「明治初年は上町下町にそれぞれ柱を建立して、それを市神として参詣者はそれに賽銭をまいて拜んだものである。元旦の朝は、青年男女が人山となって、われさきにと賽銭をひろった。」この話は、八角の市の標柱がそのまま市神となっていたということである。

三四（一九〇一）年に、五城目町では町会議事堂を新築し、役場を増築している。そして三五年には町山監守人をおくことにし、三六年には伝染病隔離病舎を新築した。町有林の三〇万本植林一〇カ年継続事業を、五城目町議会が決議したのは三四年であるが、このことについては後の章で述べたい。

郷土の人びとは「文明開化」と「富国強兵」の時代の流れの中で、たくましく生きていった。凶作不作を克服して農業の生産性は高まり、町の産業革命というべき機械製材もはじめられた。地方自治制度もスタートを切り、新しい時代の村が、そして町が動きはじめる。しかし、そうしたあわただしい改革や進歩の中で、大多数の農民や職人たちの生活

はそんなに楽にはならなかったらしい。そして、次の時代がやってくる。

## 近代化への道・大正時代

### 問題はらむ集村

明治初年の秋田米は品質が悪く乾燥不十分であったので、その値段も全国最下位であったといわれている。晩生種で収穫量をふやそうとしたが、刈りとりが遅れて乾燥不十分となった。ハサ掛けをしないから、十分な乾燥ははじめから不可能であった。明治三〇年ごろから県は乾田馬耕・ハサ掛け法を奨励し、米の検査制度をはじめなどで品質の改善をはかった。

明治四五（一九一三）年大曲市花館に農商務省農事試験場陸羽支場に作物改良部が設けられ、大正一〇（一九二二）年ついに陸羽一三二号という稲の新品種が生まれた。このころ、県内の湿田が次第に乾田に改められる一方、明治末ごろから硫安中心の化学肥料の使用も多くなりつつあった。陸羽一三二号は当時のどの品種と比べてもすぐれていたが、一二（一九二三）年県の奨励品種となった。それでも保守的な農家の人びとは、なかなかこれを取り入れようとしなかったが、昭和六（一九三一）年・同九（一九三四）年の大冷害で陸羽一三二号の優秀さが立証されると、大半の農家が植付けするようになった。大正時代の県の奨励品種をあげてみよう。

大正 三 関山（放棄年大二三） 福島（大四五） 庄内（大六七）

” 七 細程（大九） 豊国七一号（昭一四）

” 八 細穂一七号（大九）





土蔵店舗 (大正4年、小池町角)

り、不景気は深刻になった。

いずれにしろ、この地方で小作人組合（農民組合）の運動は、地主側から刈った稲束を稲杭にかけて乾燥を完全にするように要求されたのに、稲杭購入資金を逆に要求したのがはじまりで、組合の結成に至っている。そして、その要求が「小作料引下げ」の大衆運動に発展していくのにその時間はかからなかった。

当時、五〇町歩以上の大地主は郡内に一八名いた。五城目町は地主町以上と比べてよかった。五百俵以上の小作米を蔵入れる者が数軒、三百俵以上の地主は十指に余る。村々にも大地主といわれる人がかならずいた。町にいる不在地主たちは、商店を経営したり貸金業を営んだりしていた。地主の町の性格をもつてはいても、五城目は古来から市を中心とした商業と木材の町である。周辺農村の不況は、たちまち町経済の不振とな

### 電灯ともる

五城目町にとつても大正のはじまりは、暗い幕あけであった。五城目消防組の公式の記録にはないが、「秋田県災害年表」や『五城目町の歴史』によると、元年一〇月一日五城目町大火があり二五〇戸が焼失したという。災害年表では、この出典として「秋田の大火について」をあげている。また、渡辺道蔵氏記録の「五城目消防組第二部記録」によると、二年八月八日午前一時半ごろ出火し三三棟を全焼した大火がある。

小池町柳田政治家より午前一時半頃出火。風強くありしが次第に微風となり幸と思いいたりしが変風となり、小池町の西側全部、御蔵町の西側長谷川作也宅まで、仲町は東側全部、米沢町東側福島佐助宅まで、仲の小路類焼。各

消防組は大活動せり。(略)

(「五城目消防組第二部記録」)

小池町の小間物商柳田宅が火元であったので、町の目抜通りを焼いた火事は「柳田火事」とよばれた。しかし、この火災からの復興で、上町通り商店の店舗はざらりと火に強い土蔵造りにかわった。

この二年つづきの火災は、鉄道を追い出して沈滞の空気につつまれた町、凶作の農村の影響をうけて不景気になった町のムードをいっそう暗いものにした。このムードを一時的にでも明るくしたのは、「五城目電気株式会社」の開業であった。ただ、この会社の設立に至るいきさつはほとんどわかっていない。

三(一九一四)年六月二二日、五城目町外九カ村を供給範囲として、「五城目電気」に営業許可がおりているが、発起人は月居直治外九名で、地元有力者がこの中に名を連ねているかどうかかわからないが、町外資本による事業であったと思われる。電気は今のようになり、遠くから高い鉄塔にはられた高圧電線を流れてくるのではなく、それぞれの土地に発電所が必要であった。そこで、そうした施設をしてもそれに見合う需要のある都市や町をねらって電気会社がつくられている。

県内で最初にこの種の会社ができて送電したのは、明治三四年暮れの秋田・土崎の秋田電気、つづいて四一年八月能代の秋田木材、四四年二月増田・横手等の増田水力電気、四五年六月角館・大曲等の河原田水力電気などが開業している。

五城目電気は宮花岬(細越山元採石場、町役場の向い)に、出力三六キロワットの火力発電所を建設した。開業は四(一九一五)年一〇月二日、社長加藤若太郎・主任技術者若木寛一、資本金三万五千元である。その日電灯の光が、それまでランプの暗さになれた人びとの眼に宝石のようにひかたであらう。五城目町内の六七〇戸一〇八二灯である。全戸数の半分をこえる家に電灯はともったが、五燭光という電球が大部分であった。料金は月ぎめで五燭光五五銭、一〇燭光七五銭で、当時の物価に比べて安いものではなかった。「五城目の電気、ランプより暗いね」という唄がたちま

ちはやった。

火力発電の燃料は木炭であった。夏は一日八貫俵で一八俵、冬は二〇俵消費する木炭を、畠・仁と菊・徳が交互に納入していた。発電所の中には大きなハズミ車がまわり、蒸気の音と発電機のうちなりがやかましかった。現場主任大熊某は、まわりに桜を植えた。数年後は夜桜の名所となった。人びとは発電所見物をおかねて、春は夜桜見物、戸村堰のほとりにあつたから夏はホテル狩りに集まり、夜の名所となった。電灯が一番多くついたのは、古川町の五城座であつた。

五城目電気は九（一九二〇）年七月「秋田電気」に身売りするが、このとき一二八八戸・二一六三灯に配電、電線路の長さ二七キロに達していた。発電所は昭和初年廃止となった。開業当時の従業員に小川綱之助・高橋富吉がおり、町民にとってあこがれの勤め先であつた。

町民のあこがれといえば、三年の第一次世界大戦のはじまった年に初めて町におめみえした自動車であろう。人力車から明治四〇年ごろの米田貞治が東京から買ってきてのりまわした自転車、三六年の乗合馬車に一日市を走る汽車と、ハイカラなものと思つていた人びとにとっては、自動車は極めつきのハイカラで、運転手は大変な人気者となり、もてたものだという。

最初の車はフォード一台、秋田市佐々木商會が新町に營業所を設けてハイヤー業をはじめたのであるが、赤字のために二、三年でやめている。その後、渡辺全之助・宮田礼蔵らがロールクルメント一台を買ひ、九年に五城目自動車会社をつくつた。この会社は、後で設立する五城目軌道会社自動車部の前身となる。このころ新車は約二千円、中古車約八百円であつた。

自動車までは及びもつかないが、一〇年ごろになると町の大工・職人間に自転車が行流した。値段は百円程で決して安いものではなかつた。不景気なときであつたから、思い切つた買ひ物であつたはずである。九年に第一回国勢調査が行なわれて、調査員に記念品として万年筆がくばられたが、このときあたりが万年筆普及のはじめであろう。またゴム

靴もやはりはじめ、万年蛇の目とよばれた。こうもり傘が松浦商店から売り出されたのも、万年提灯とよばれた懐中電灯が川原町奈良商店から売り出されたのも、一〇年ごろのことである。

電灯も自動車も近代化のシンボルであつた。火災・凶作・不景気・世界大戦という暗い世相にも負けずに、近代化の波はこの地方にもひたひたとよせていた。時代の流れは、人びとをハイカラと自由の中に誘ひこんだ。

「町山」とよびならされている町有林の歴史は古く、近世のところでそのはじまりとそのはたした役割

でも、明治三六年に三千円の予算で稲荷前の畑を買収して隔離病舎を建てたときも、稲荷前の町有林の杉をその財源としていて、三五年一二月町議會でそのように議決している。

こうした基本財産を造成し管理していくためには、山林の場合は計画的伐採と計画的植林・間伐などであろうが、五城目町では明治三四（一九〇一）年に「三万本植林計画」を一〇カ年継続事業として、町議會で満場一致決議して事業をはじめられている。この事業が計画より少しおくれで完了したのは、米田貞治町長の四年のことである。そして、事業はこれでおわつたのではなく、その後も新しい計画の下に、年々二千円程の予算で継続されていくのである。まず、町有林入口にある碑文を紹介し、次に町発行のパンフレットでその規模と事業の概要を示しておきたい。

表彰 南秋田郡五城目町

夙二基本財産造成ノ計ヲ確立シ町有地百數十町歩ノ造林ヲ遂行シ管理宜シキヲ得其成績佳良ナリ仍テ秋田県地方改良表彰規程第一条第三号ニ依リ金参拾円ヲ授与シ茲ニ之ヲ表彰ス

大正九年二月十一日 秋田県知事 名尾良辰

## 町有林の経営概要

(略) 戸数九百戸にして古来指物業盛んに営まれたるも、(略) 生産額より見る時製材業及酒造業その主位を占む。  
(略) 今本町有林野の沿革を見るときは、旧記については記録もなく、唯々口碑によれば、今を距ること三百有余年前本町の所有に属し、僅かに数十本の松樹の生育するに止り、大半は附近村落の秣山として使用せられたるものなりと伝う。(略) 享保七年頃左の如き禁制が発せられ本町有林の保護経営の濫觴をなしたるものの如く爾來漸次樹林を形成し面目一新せるもの如し。

品山沢内境嶺限り兎沢北八根掘沢ヨリ南八左右出口迄西八道限長坂横道迄間下枝ニテモ剪取ルベカラザル者也

享保七年十一月

今宮 大学

越へて安永年間細民救済の一方方法として十数万本の栗苗を植栽し其の成木を待つて製炭をなさしめ、或は又栗実を採取せしむる等多数細民の生計上其の余沢を享くこと極めて多大なりしも、天保巳歳の凶作に際し之が救済に資

せんとし栗樹の過半伐採せらるるに及び細民の困窮一層甚しきに至れり。茲に於て当時の郡方吟味役深く之を憂へ、町内有志と相計り其の跡地は勿論土質の適する個所に三万有余の杉苗を植栽せしめたり、今日本林に残存の大なる伐根は実に当時の遺物なりと言ふ。

延いて明治二十二年の町村制実施により、(略) 本町の所有に帰したるを以て、(略) 明治三十四年町会は満場一致の決議により十ヶ年継続事業として三十有余万本の杉苗植栽を可決せり。



親杉 (大正4年、町山) 親杉は、森は比  
町山の象徴として残された親杉は、森は比  
山から流れる尾根にあり、その容姿と  
町のどこからも見えた。側的人物と  
比べるとその巨大さがわかる。

事業開始後正に四十年、此の間町の生命とし代々の理事者之が経営に全力を傾注したるは勿論事業当初より常置せる林業委員諸氏の熱誠事に当りたる勞亦少しとせず。(略) 美林を将来に有することは自治団体の大なる強味なり。事業費に就いて見るとき長年月の間林業の事業費のみは、殆んど論議なく毎年二千元以上の経費を認め施行しつつあるは他町村と異なる我が町の誇なり。

(五城目町役場『五城目町有林施業要領』昭和15年)

事業開始の年の明治三五年五月に、初の町有林監守人に齋藤春松を任命しているが、林業委員では齋藤綱藏の永い間の私を忘れた勉強ぶりは町民・町当局の賞賛するところとなった。昭和一四(一九三九)年までの植栽面積は一一二町歩に及びその事業費は六万七千円程になっているが、内補助金は六千円弱にすぎない。因みに収入をみると、この間の間伐収入は三万四千円余であり、昭和一五年度の主伐収入は本数三一七〇本で四万七千円となっているから、杉造林のための投資は安いものといえることができる。しかし、収益をあげるまで長い時間がかかり、それまで手入れが大変なのであるが、百年の大計を樹ててそれを実行に移した明治・大正期の町指導者たちの先見の明に対して頭をさげなければならぬだろう。

この基本財産があったからこそ、教育・産業・民生・町づくりのための大きな事業を、五城目は行なうことができたのである。他の村や村落においても、山どころの地域である郷土には公有・共有の近世以来の山林をもつていて、経営に努力してきている。先人の努力を忘れてはなるまい。

## 五城目大火

天保七年三百戸焼失の五十目大火、明治五年の五十目大火、あるいは伝えられる明治三・六・九年の大火以後は、明治二二年一月五日石川三右衛門方が火元となって百余戸を焼く大火が記録されているだけである。

ところが、大正期に入ると元年から大火で、二年にも大火とつづいたが、八年一月二八日にはこんどは田町で二棟を焼く大火事があった。このあと、田町は昭和一〇年ごろまで火事の頻発するというありがたくない地域となった。

しかし、災厄はこれくらいではすまなかったのである。一〇（一九二一）年は秋になって台風の直撃をうけ大きな被害があり、不作に拍車をかけた。米価が高騰して四〇円をこえると、それに従って諸物価も上がった。「不景気風」の方が台風よりも人心を不安にたつきこんだ。そうした状況の中の一〇月一三日、五城目町は大火に襲われた。「第二部記録」によると、出火は午後一〇時二〇分ごろ、鎮火一四日午前二時三〇分となっている。また天気は晴れ、東北の強い風で乾燥していたと記録している。

火元は川原町下駄・綿業森沢順吉で、失火であった。被害は全焼住家一四五・非住家二七、半焼住家九で全半焼総計一八一棟である。川原町（三六棟）、長町（二二棟）、古川町（二四四棟）、仲町（八棟）、新町（三八棟）、新丁（一七棟）の広い町の中心街のあたりが焼け、外に土蔵一三・納屋二が焼失したという記録もある（『五城目町の歴史』）。罹災焼失した主な建物は、五城俱樂部（永井旅館）・五城館・石川旅館・小玉屋旅館・五城目郵便局・船川銀行・福祿寿醸造元・菊地庄之助宅・三浦医院・白土写真館・米田酒造・加藤呉服店・鍋由呉服店・具田呉服店・五城座・その他料理店二三などである。

これも「第二部記録」にあるが、この大火事に五城目消防組のほか、富津内・馬川・上井河・下井河・一日市・大川・面潟・飯田川の各消防組がかけつけ、四百人が消火に当り「必死の活動であった」と記録されているほか、「一部小頭以下一三名は類焼をもとせず消火に活躍」「消防手の負傷者十数名」とも記録されている。なお、西野青年団の応援もあった。

人びとはこの大火を「順吉火事」とよび、長く火災記念日として防火演習を行なうようになった。「五城目小学校沿革誌」には「十月十四日、作夜十時半ヨリ大火災起り、罹災戸数二六〇戸、全町ノ混乱凄惨甚ダシク、本日臨時休業ス。罹災児童二四三名二達ス」と書かれている。この年の町の戸数八三五戸・人口四四三一名、五城目小の在籍児童一〇五三名であるから罹災戸数は約三三％・罹災児童約二四％となり、その被害の大きさが知れるのである。五城目小は各地各校などから義捐の金品がとどけられ、金員だけでも五八四円一六錢五厘に達した。

それまでの続けざまの大火災に、さらにとどめをさすような「順吉火事」に内外の人びとは、五城目町の復興をあやぶんだ。町民は半ばあきらめ、すっかり無気力になっていた。腕のよい木挽職人や製材工たちで町にみきりをつけて、景気のよいという能代へ移っていくものも少なくなかった。町の前途は暗かった。

時の町長渡辺全之助は、全力を挙げてこの未曾有の危機を乗りきろうとした。町の有力者たちも、不転の決意の町長のもとに結束した。秋田大林区署に渡辺町長はすかさず陳情し、復興資材として五千石の原木の払下げをうけることに成功した。原木は続々と運ばれ、五城目小校庭がその臨時土場となった。このため安い資材で町の復興は、大いにはかどった。一〇月中旬の被災であるから、復興を急がないと雪がやってくる。しかし、以上のような手配で復興はスムーズであった。また、町の区画整理と都市計画もこのときに同時に行なわれ、下町通り・古川町・新町の道路を拡げてい



渡辺全之助

る。現在の道路幅はその時以来のもので、当時としては非常に思い切った工事であった。また、料理屋・飲食店を古川町の一面に集めて、飲食店街風俗営業区画を設け、それまでの古川町の通りに並行した新しい通り宗延寺前通りがつけられ、畠町といわれたあたりはすっかり変わってしまった。

また、川原町の郵便局は長町に移って新築され、五城座は鶴ノ木より場所（新寺下）に移った。ちょうどこの年、五城目では五城目軌道会社が発立され、線路工事や駅の工事が行なわれていたが、火事の直接的

な被害はなかった。しかし、同時に行なわれていた「五城目特設電話組合」の電話架設工事は大きな被害をうけた。

### 五城目軌道線開通

奥羽本線が通らなかつたことは、年がたつにつれてその不利益が町民の胸の中に重く沈んできた。鉄道がないということは、単なる不便といつてすまされるものではなく、町とその後背地の村々の産業経済の発展と町勢伸張の前途に、暗雲となつてのしかかつてくるようであった。

五城目駅に降りた乗客が、目的の町は一里はなれた向うだときいて途方にくれることもしばしばであった。これでは、湖東部の主邑のイメージにマイナスである。町と本線駅との連絡をどうするかが大問題であった。そこで、乗客のために明治三六年「北川乗合馬車」が営業をはじめた。大正に入つて経営者は、勝田嘉一郎にかわつた。馬車の定員は一〇名程で、テトテトとラツパを鳴らして先走りの若者が客をよんで走っていくという、のんびりしたものであった。

乗合馬車券



第一次大戦後のインフレで米一俵二〇円になつたが、馬車の運賃も一五銭から二〇銭に上がった。人力車も五城目・一日市間が四〇銭から五〇銭となつた。乗客のための交通手段はどうか間にあわすことができたが、貨物の運送には駄賃つきの馬車を利用するだけである。だが、それでは製材業を中心とする町の生産力をカバーするわけにはいかなかつた。どうしても、鉄道が必要であつた。町長米田貞治を中心として、町の有力者たちが「一米線敷設運動」をおこしたのは、三年のことである。

米田は明治四四年から大正四年まで町長の座にあつた。奥羽本線の計画をきいて、鉄道院に陳情し町民に鉄道の必要を説いてまわつたひとりであつた。町長になつてからは、鉄道に結ぶ道路の

改良に着目し、秦知事を説いて五城目・一日市間の道路を四間に拡幅直線化改修を決定させた。米田は八千円の県の補助金を得て、議会の議決をもとめたが、地元負担をいやがる一部の強い反対によつて、補助金を返上しなければならなかつた。しかし、その後もこの道路の改修に努力している。

道路に並行して、米田は一日市・米内沢間の鉄道一米線を計画して、機会あることに訴えている。そして三（一九一三）年大戦の好景気をバックにして建設運動を盛りあげたのであつたが、一度煮え湯を飲まされた形の鉄道省は動こうとしなかつた。そのうち、戦後の大恐慌が襲いかかるに及んで、運動も一頓挫をきたしてしまつた。だが、米田が構想した道路と鉄道をからめた、一米道路・一米鉄道の運動は地域の人びとの共感をよんで、その後もねばりつよく続けられた。米田は元年に郡立養蚕伝習所を誘致し、四年五城目電気の設立に参画しているほか、自力で真坂の湖岸開墾や小嵐山杉苗圃の経営をはじめめるなど、その構想や事業は地元の発展を考えたものであつた。特に米田の面目のあらわれた構想に、「森山・細越山公園計画」があるが、正に時代を先取りしたという感じの自然保護をからめた一大公園計画である。

米田貞治



一米線建設は米田貞治町長の名で建設目論見書と関係町村の産業路線等の調査資料を鉄道省に提出しても、「重要度極めて低し」として、省は腰をあげない。しかし、町にとつて本線連絡線は絶対必要であつた。そうしたことから、七（一九一八）年ごろになると、「軽便鉄道法」による一日市・五城目間の軽便鉄道の建設という、現実的な構想をもつようになつた。それは次善の策ともいえないものであつたが、いつまで待つても展望を切りひらくことのできない鉄道建設よりは、まず当面の問題を解決することを急がなければならぬというのが本音であつた。

この運動の中心となつたのは、米田の次に町長となつた渡辺全之助で

あった。軌道会社発起人会はつくられたが、今度は「鉄道」に反対するものはひとりもいなかった。ただでなく、不景気の中でも事業を成功させようという挙町体制で臨んだ。

一〇（一九二一）年一月一日に設立総会が開かれ、取締役社長に渡辺全之助、取締役に菊地庄之助・渡辺全助・近藤泰助・宮田礼蔵・石井留蔵・今村久一郎、監査役に渡辺彦兵衛・北嶋卯一郎・長谷川敬助が選任された。この顔ぶれを見ると、町内の派閥全部から入っていて、挙町体制であることが具体的にわかる。総資本二〇万円、株主七六人である。この総会の前に、四一条からなる詳細な義務や制限のつけられた命令書とともに待ちに待った特許状がおりている。監第二一八号

#### 特許状

五城目軌道株式会社発起人渡辺全之助外十一名

右ノ者ニ対シ軌道ヲ敷設スルコトヲ特許シ一般運輸業ヲ営ムコトヲ許可仍テ別紙命令書ト条項ヲ遵守スヘシ

大正九年九月十三日

鉄道大臣 元田 肇

内務大臣 床次竹二郎

軌道開通まで小型六人乗自動車で、五城目・一日市間一日四往復の定期運行をすることとなった。渡辺らの購入したロールクルメントが使われたのである。バス会社である秋田中央交通の前身である五城目軌道の最初の仕事が、自動車の定期運行であったのは興味深い。自動車部車庫は川原町にあり発着所は小池町中央で、いずれも渡辺社長宅のすぐ近くであるが、運賃片道五〇銭である。人力車は日中五〇銭、夜間六〇銭であったので、自動車との競争上日中四〇銭、夜間五〇銭に値下げをしている。

当時、奥羽本線五城目駅の一カ月の乗客約七、六五〇人、降客七、五五〇人、一日の乗降平均約五百人で、その半分以上は五城目町から往來する人であった。九年度の実績は次のようになる。

輸出 一二、九七一t（米・製材・ワラ工品・木材等）

輸入 七、〇〇〇t（木材、果実・食塩等）

乗車客 九二、四七〇人（この収入六〇、六六〇円）

降車客 九四、二〇七人

『五城目町の歴史』

軌道敷設工事の一〇年七月四日にはじまった工事は、大火の直接的被害をうけなかったので順調にすすんだ。七月二三日は三七度の炎天であったが、秋田県の生んだ民間飛行家佐藤章の郷土訪問飛行があり、町の人びとも工事の人びとも町の上空を飛んでいく飛行機を仰いだはずである。駅・社屋・待合所・倉庫等の一切の諸施設は一年三月三〇日、鶴ノ木三四番地に完成した。四月一七日には米国製森林軌道用ガソリン機関車二両（これはアメリカ、ウイスコンシン州の森林軌道を走っていたもので、舶来ガソリンカーの日本最初のものという）、客車二両・有蓋貨車一両・無蓋貨車三両が到着した。駅は本線の五城目駅に対して「東五城目」駅と命名され、初代駅長に戸沢秀雄が任命された。従業員は一二名である。四月二〇日午後三時最初の列車が動いた。試運転である。営業は翌四月二一日に開始された。運賃片道一九銭、所要時間は時速一二キロで二〇分。七往復であった。開通式は電話の開通式もかねて近くの如來堂で行なわれた。

乗客一二、七七九人（この収入二、四四五円）

乗客一日平均三二〇人 収入一日平均六一円

営業開始後一カ月間の状況であるが、当初の見込み一日二二〇人からみて好調なすべり出しであった。しかしその後人数は横ばいとなっている。運賃は日本一高いといわれていたが、この記録は軌道廃止まで保持された。しかし、人びとは自分たちの新しい足として利用し、本線に乗りついで。また、軌道開通によって町の子弟が秋田市の中等学校に通

学可能となり、進学するものが多くなった。やはり交通は文化とも大きな関係がある。

交通事業としては、貨物をみたとき月平均九トン弱・収入八円程から、半年後は一日平均一九トン程に伸びて、上半期二、七〇〇円の赤字から下半期四百円の黒字となった。事業としては低調といふべきであろう。しかし、軌道は大正末から昭和初年にかけての不景気のときに、町民に新しい勇気を与え、工事を行ない新しい事業を行なうことによつて、景気を刺激し総生産を高めるといふ好影響を与えたのであった。

軌道は町発展の支えとなった。町民は小さな軽便鉄道を「マッチ箱」という愛称でよんで親しんだ。五城目出身の作家矢田津世子の小説には、このマッチ箱のような汽車が出てくるのである。矢田津世子が書いているのは、最初のガソリンカーではなく、一五年三月一日から列車を引いて走った小さい蒸気機関車であろうと思われる。ガソリンカーの方は、高さは大人の背丈ほどで、汽車とよべるような代物ではなかったからである。

昭和二（一九二七）年一月一日、「東五城目」駅は「五城目」駅となった。前年一月一日五城目駅が「一日市」駅と改称されたからである。

一〇年七月は軌道工事と前後して五城目と一日市に特設電話組合が結成されて、電話の架設工事も開始されていた。加入者は最終的には八〇程になったが、組合の代表者であった渡辺全之助の電話番号はそれ故に一番となった。前述したとおり、架設工事は大火によつて初めからやり直さなければならなかった。なお、一〇年には五城目尋常高等小学校に商工補習学校を併置したが、補習学校はこのころ有職の青少年のために開設された夜学校で、各村の小学校でも併置開校している。

軌道が開通し電話も工事がおわり、大火後危ぶまれた町の復興も土蔵造りの店舗にかわつた上町・下町の大通りに商店が並ぶようになり、町づくりも大体おつたところで、一二（一九二二）年一月一七日から一週間、第四六回秋田県種苗交換会が開かれた。会場は九年に増築工事をした五城目小学校校舎である。

一二年は四月一日に郡制が廃止となり、九月一日には関東地方に大地震があつた。五城目製材業界は「関東大震災」の復興材の受注によつて、一時操短していた工場も立ち直り、不況から脱出した。そこへ交換会という県内最大のイベントがやってきたのである。

会期中天候は悪かつたが、駅から会場まで身動きできないくらいの人出であつた。一日市駅から町までの約四キロを人の列がつづいたし、町の中も人の波であつた。一日の人数が二万人とも三万人ともいわれた。

このときの出品者三、七六三名中授賞者六一九名であるが、地元南秋田郡からは一等六名・二等二〇名・三等三二名・四等八二名で、わら工品の部でわらじを出品した面潟村村井カネ工は一等賞となつている。談話会は二四六名の会員で行なわれたが、大川村島崎米吉が会員となつている。島崎は前後九回談話会員となり、表彰をうけている。ほかに大正年間に談話会員となつた町関係の人びとは、伊藤竹治（馬場目）、伊藤五兵衛（富津内）、館岡重四郎（馬川）、児玉時敬・北嶋卯一郎（五城目）、渡辺東之助（大川）等である。

## グラウンド建設

大火の傷手から立ちなおり、不況からも抜け出し、学校の増築もするという、五城目町の底力は付近の人びとの目に驚異となつて映つた。

大正一〇年代になると、地方へも近代の波がおしよせてくる。同時にスポーツも盛んになり、教育への関心もたかまつた。ちょうどその頃、町は町勢のたてなおしに心をくだいていた。町長は軌道会社を設立した渡辺全之助のあとをついだ宮田礼蔵になつていた。宮田も新しい時代に対して鋭い目をもつたすぐれた人物で「教育の振興」を町政の重点として、機会あるごとに町民に訴えた。スポーツは明治の後半から学校体育として盛んになった。五城目小学校が明治三八年一七六〇平方メートルの雨天体操場をつくつたのも、その一つのあらわれである。大正に入つて、社会人の体育も行なわれるようになった。これは、青年団が結成されたのと大いに関係がある。大正三年九月

に五城目、五年八月に下山内、その後二二年までの間に各地に青年団が組織され、社会体育の中心となった。スポーツ人口の増加によって、その質も向上して、単に勝敗だけでなく記録が注目されるようになった。町民有志の間に、グラウンド建設を望む声が出てきたのは当然であった。

最初に運動場建設をと考えたのは、町長の二男宮田御代蔵である。彼は大学時代にあらゆるスポーツを研究したといわれていた人であった。彼は町に帰ってから青年団員に主として陸上競技をコーチした。青年団は宮田のグラウンド建設案にたちまち賛成した。それだけ青年達のスポーツ熱はさかんで、競技の場所になやんでいた。

その頃の青年団長は小学校長がつとめる例になっていたので、青年団の建設運動は田代昶夫校長の働きで同窓会も同調するようになった。五城目小は間もなく創立五〇周年を迎えようとしていたが、その記念事業にしようという気持ちであった。一小学校の記念事業としては空前絶後の壮大な計画で、わが町の町民性がしのばれよう。

やがて運動はたかまり全町寄付が行なわれ、一二年六月には用地買収費として三八三四円一六銭が役場に届けられた。一〇月には議会が議決し、矢場崎がその建設場所とされた。一三年五月七日五小五〇周年記念式が行なわれ、席上町長から運動場設置計画が報告された。すでにその時工事はかなり進んでいた。

五月一日には日本陸連と文部省の係官が実地踏査に来城した。六月六日にはほとんど完成したグラウンドで五小の運動会が行なわれている。正式の開場式は七月一日である。県内初の公認矢場崎陸上競技場はこうして誕生した。

第一回明治神宮大会奥羽予選会が一〇月一七・一八日に開かれ、以来矢場崎グラウンドは県陸上スポーツのメッカとして多くの名選手を生んだ。

一四年春、工藤市太郎の植えた五百本の桜は、今もらんまんの花を咲かせている。

〔矢場崎グラウンド建設〕「広報五城目」昭和45・4・1

この総面積二六、四〇〇平方メートル・直線二〇〇メートル・一周四〇〇メートルの大グラウンド建設なども、五城目の底力を示す出来事といつてよいだろう。この後、グラウンドは数々の競技会の会場となり、選手・観客がたくさん町にやってきた。これも町勢振興の重要な施設となった。

大正期には、町の指物業が目ざましい技術的發展をしている。これは製材業の近代化とともに注目しなければならぬ。五（一九一六）年五月五日菅沢梅蔵が中心となって、指物職人組合を結成した。初めは職人と親方との間にある問題を解決する組織として、賃金や雇用の近代化のために努力したが、やがて指物技術の向上を課題とするように変わった。業者の方の組合は、二年に結成されているが、職人組合の結成はそれより遅れた訳である。組合員は二〇数名であった。当時の指物工は、一人前の職人でタンス一棹六〇銭で請負うというしくみで、一棹仕上げるに一日半かかるから、一日の賃金四〇銭という計算になる。仕事のないときは出稼ぎに出たが、五城目の職人は腕がよく仕事が早いところこばれたという。こうした優秀な職人の低賃金を問題として、一一年組合長北島久之助を中心として業者組合と交渉したがまとまらず、ストライキに訴えている。この後昭和一〇年に福島寿雄組合長の時きも、賃金問題で四日間のストライキをしている。そのころの賃金は職人で八、九〇銭であった。

菅沢は業者のひとりであったが、職人組合を結成させるなどの進歩的な考えの持ち主であった。彼は明治四四年米田町長による県への申請によって、指物業視察員を委嘱されているが、四年・七年・一一年にも県や郡の産業視察員・指物業視察員となり、先進地の業界や技術の視察研究をつづけている。さきに述べた業者組合も、その結果生まれたもので、菅沢をはじめ和田喜代治・泉谷金左衛門・斎藤政太郎等の協力によって発足しているのである。指物講習会は職人組合と合同で毎年開かれていた。菅沢は昭和三年一二月に死亡するまで約二〇年間組合長をつとめた。

こうした労使双方業界あげての努力によって、技術の向上、設備と労使の近代化が計られ、「五城目タンス」の伝統が今日までつづいているのである。このような動きは、履物組合にもあり、塗下駄技術講習などを行なっている。大正

期は不況であったからこそ、技術革新を真剣に考えた時代でもあった。

### 人びとの政治意識

大正時代はわずか一五年にも満たない短い時代であった。しかも、明治時代のように新時代をきり開くという意気に燃えた時代でもなかったが、昭和に入ってから国家主義・軍国主義の息苦しい時代でもなかった。不況がつづきはしたもののどことなく余裕と自由のあった時代ともいえよう。この中で、人びとの政治参加の意識も育っていった。特に一〇年からは、平民宰相原敬の暗殺をはじめ、内閣更迭やら政党の離合やらがあいつぎ混乱をくり返して、ようやく芽をふいた政党政治の危機でもあった。中央政界の混乱は、直ちに県政・町政にまで深刻な影響を与えずにはおかなかった。

一四（一九二五）年五月五日、国民待望の「普通選挙法」が三年後施行を条件に、第五〇議会で成立したが、同時に天下の悪法といわれる「治安維持法」がその引きかえに公布されている。自由主義的思潮の中に警察国家・軍国主義・超国家主義の黒い影が色濃くおちていたが、しかし人びとは普選法の成立によって政治的自覚をより高め、社会主義運動もこの地方に及びはじめる。近江谷友治・畠山松治郎・若松不知火らが、運動の指導者であり、農民運動などと結びつきながら拡がっていった。

ただ一般的にあって、郷土は「淳風良俗」の地域といわれ、平和であった。五城目では町長は米田貞治・渡辺全之助・宮田礼蔵とうけつがれたが、三人とも不況や災害に見舞われながらも、町勢を伸長させようとし、近代化のために苦悩した時代であった。そして一定の成果はあがったといつてよいであろう。これは、明治期の鉄道問題での失敗をとり戻そうとした人びとの自覚と、指導者に恵まれていたためである。この間、政党政治は、地方政治を政友会と憲政会に、後には政友会と民政党の二系列に染めあげていった。